

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回定例会 9 月 6 日 開 会
 9 月 21 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 9 月 7 日（水曜日）

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年9月7日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員会部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志
総 務 係 長 畠 山 貴 博
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第2号

平成28年9月7日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情 7の1 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書
- 第 4 議案第118号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第119号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第120号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第121号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第122号 普通財産の貸付けについて
- 第 9 議案第123号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第124号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第125号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第126号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第127号 町道路線の変更について
- 第14 議案第128号 財産の取得について
- 第15 議案第129号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報酬組合規約の変更について
- 第16 議案第130号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 第17 議案第131号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第18 議案第132号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第19 議案第133号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第20 議案第134号 教育委員会教育長の任命について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番佐藤正明君、3番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、後藤伸太郎君。質問件名1、環境政策のさらなる推進を。2、町のにぎわいを創り出す施策の充実を。以上2件について一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。1番後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。1番後藤伸太郎です。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い2件の一般質問を行いたいと思います。壇上からはまず1件目の環境政策のさらなる推進をと、推進してはいかがですかというようなことで質問させていただきたいなというふうに思います。

質問の要旨といたしましては、過日、環境基本計画、南三陸町の環境政策の一番上に来る計画かなというふうに思いますが、その環境計画の素案がまとめられたというふうに伺っております。また、それをもとにして具体的な事業の内容を今後決定していくんだらうというふうに思いますけれども、その議論は丁寧に慎重に進めるべきではないかというふうに私は考えています。といいますのも、そのまとめられた基本計画の素案というものに対していろいろ思うところがありますので、その辺、今回の質問で意見、議論を交わせればなというふうに思っております。

当町は「エコタウンへの挑戦」ということで基本政策の一つとうたっておりますので、この

先の南三陸町の環境政策の戦略というものを町長に伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤伸太郎議員の1件目のご質問でございます、環境政策のさらなる推進をということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

環境基本計画につきましては、本町の環境に係る施策を推進をしていく上で中心的な役割を担う計画ということになります。この計画は平成22年に策定をいたしました、震災によりまして本町を取り巻く状況は環境も含めて一変をしたということから、本計画を見直す必要がありました。震災から5年が経過をいたしました。発展の兆しが見える新たな段階を迎えたことに加えまして、このほど本町の最上位計画である南三陸町第2次総合計画を策定したことから、昨年より産業団体や公募による町民計12名の委員から成る環境基本計画策定委員会を設置し、改定作業を進めてきたところであります。

今般、当該策定委員会による素案が取りまとめられたことから、パブリックコメントを実施したところであります。パブリックコメントにおいては多くの町民の方々からご意見をいただき、改めて環境に対する関心の高さを感じるとともに、南三陸町の自然を守りつつ新たな環境を創造、そして豊かなこの環境を次世代に継承することの重要性を実感したところであります。

今後は、パブリックコメントの意見などを踏まえ、学識経験者や産業団体、公募による町民、行政機関の職員15名から成る環境審議会の審議を経て環境基本計画を改定してまいりたいと思っております。また、新たな事業を展開する場合には、復興事業の進捗等を踏まえながら、ご指摘のとおり丁寧に慎重に議論し、事業内容を精査をしてまいりたいと考えております。

また、エコタウンへの挑戦につきましては、南三陸町震災復興計画の中の主要事業の一つとして掲げ、「自然環境と調和した住環境整備」「再生可能エネルギーの導入促進」「廃棄物の減量とリサイクルの推進」の3つを施策の柱としておりますが、これらはいずれも環境負荷の少ない生活スタイルの確立を町民の皆さんのご協力をいただきながら全町的に推進するものであります。

環境基本計画の実現に当たっては、本町の特性である豊かな自然を生かしたまちづくりを最大の目標と位置づけ、未来の子供たちのためのよりよい南三陸町の環境保全、創造を目指していきたいと考えております。さらに、南三陸ブランドの創出、産業振興、雇用創出につな

げるとともに、環境教育の充実化等による人材育成についても強力に推進をしていきたいと考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは、こちらのほうから一問一答形式で一つずつ聞いていきたいと思うんですが、まず環境政策、全般、今、町長のご答弁をお伺いして、こういうふうに関町の環境政策は進めていきますよという全般的なお答えをいただいたのかなというふうに思っています。

感想としては、先ほどお話の中でもありました策定委員会ですか、基本計画策定委員会で素案をまとめた基本計画の内容を今お話しいただいたというようなふうに関聞こえました。環境政策、今回一般質問するに当たって基本計画の素案等は目を通させていただきましたが、そこでうたっている文言というか、言葉がかなり多く出てきたかなというふうに思っています。

ですので、じゃその基本計画というものをどうなのかということをお時間をかけてお話しさせていただきたいと思うんですが、まずちょっと外枠の一つ一つ細かい質問からさせていただきたいと思うんですが、基本計画の素案がまとまりましたと、パブリックコメントをやりましたと、今多くの町民から意見がありましたというお話でしたが、具体的には何件ぐらいパブリックコメントが寄せられましたか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） パブリックコメント、ご案内のとおり、いろんな政策でパブリックコメントを求めています、多分後藤議員もご承知のように、そんなに件数というのは余り多くございません。しかしながら、今回の環境基本計画の問題につきましては26件と伺っておりますが、パブリックコメントが寄せられたということです。

そういった中におきまして、やはり多く占めておったのがいわゆる数値目標の設定を入れたらどうだというご意見等があったというふうにお聞きいたしておりますが、もう少し詳しくは担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今、町長からございましたけれども、26件ということで非常に多くの方々から意見をいただいております。中身的には、一番多く寄せられましたのは、課題と基本目標となるようなところの部分、達成目標に関するところの部分というのは、もう少し数値を具体的に上げてみたらいいのではないかとということでございます。ほかにも、自然環境に関する意見といたしまして、森林やそういった動物に関する記述ももう少しあった

らいいのではないかとか、それからF S CやA S Cなど認証に関する文言の使い方のご意見とか環境教育についてのご意見も賜ってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 大変多くの意見が寄せられたということでした。これは確認するまでもないことかと思いますが、もう一度確認させていただきますが、このパブリックコメントを含めて、当然この基本計画の素案、今素案の段階ですから、基本計画をまとめていく上ではもっと慎重に議論していく、議論を重ねていくという認識でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、今度新しく審議会を構成しまして、15人の方々、委員をご委嘱をさせていただいて、当然その中ではこれまでの素案をベースにして、それからパブリックコメントのご意見等も随分お寄せいただきましたので、その辺を含めて慎重にご審議をいただくということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一方で、計画というものはある程度スピーディーに決めなければいけない部分もあると思いますが、その締め切りといいますか、大体いつまでにまとめるんだということとは決まっていますか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回の環境基本計画の改定につきましては、昨年から策定委員会を開催させていただいております。昨年9月からことし7月まで策定委員会7回開かせていただいております。その間に環境基本計画の骨子などについても環境審議会でもご審議いただいたところでございます。そういったところの意見を踏まえた素案、それから先ほどありましたが、パブリックコメントをいただきました素案に対する意見というのも踏まえまして、そういったものを意見をいただいた中で、作り直した中で、まさにきょうの夕方、環境審議会が開かれますので、そこでいろいろとご意見をいただきまして、答申に係る文言とか意見をいただく予定となっております。（「いつまで」の声あり）

一応、今年度、計画といたしましては9月いっぱいまでに策定をすることにはなっておりますけれども、こういった環境審議会の方々のご意見、きょうありますけれども、それによってはもう少し延びる可能性もあるかというふうにご検討させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 昨年から委員の方々にはいろいろご議論いただきながらまとめてきた

素案だろうと思いますので、しっかりできているとは思いますが、ただ一方で、もっとこういうふうにしてほしいという意見もあるということであれば、次の、策定委員会の皆さんのお仕事はある種一定程度まとまったんだろうと思いますから、その先、環境審議会でしょうか、での議論ということになるんだと思います。それが締め切りが今9月いっぱいというお話でしたが、ということは1カ月ない形になってしまいますので、それでは十分な議論とはいかないのではないかなと話をさせていただこうかなと思いましたが、延びる可能性もあるということでしたので、そこは十分に検討していただきたいなというふうに思います。

基本計画にこだわるわけではないんですけれども、やはり非常に重要な計画だろうと思います。この基本計画が上位にあって、さらにその下に事業計画とか基本施策、何でしょうね、一つ一つの事業の具体的に予算をつけて動いていく事業というものがあるんだろうと思いますので、その根幹がやはりしっかりできてないと、多くの方が納得いくような内容になっていないとその先の事業というものがついてこないんだろうなというふうに思うので、そこはしっかり時間をかけてやっていただきたい。また、きょう夕方6時ですか、から環境審議会があるということですので、傍聴に行ったりいろいろ私も興味関心を持って見守らせていただきたいなというふうに思います。

その基本計画に一つ一つちょっとずつで結構ですので触れていきたいなと思うんですが、基本計画を策定した次の段階、今ちょっとお話ししましたが、基本計画は無事できましたと、できた後に立つ計画、立てる計画というのは具体的にはどういうものになるのか、ちょっとご説明いただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段でちょっと私のほうからお話をさせていただきますが、復興計画を策定をいたしまして、エコタウンへの挑戦ということでの復興計画の一つの柱を掲げました。その中で、やはり町民の皆さんも環境ということについて大変関心をお持ちいただいたと思っております。その関係で町民の皆さんそれぞれのお立場の中で持続可能な地域づくりをどうするんだというその原点に立ち返ってさまざまな取り組みをしてきていただいたということは、ある意味、町としての計画をエコタウンへの挑戦というのを掲げた一つの成果だというふうに思っております。

今お話ありましたように、策定委員会の方々、7回ご議論いただいたわけですので、この方々のご意見も十二分に尊重しなければいけないというふうに思っております。それから、あわせて、今度の審議会の中で今度はまた違う視点の中でさまざまなご意見が出てくる

ということはこれは当然あるというふうに思いますので、そういった策定委員会の皆さん方の思いとそれから新しく審議会で委嘱した方々がどういうご意見をまた出してくるのかということを含めて、その辺は丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

前段の質問については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 環境基本計画につきましては、分野として大きく5つ分かれておりまして、自然環境に関すること、それから生活環境に関すること、それから循環型社会に関すること、それから温暖化対策に関すること、それから最後に環境教育、人材に関することというようなところの分野について、それぞれ基本的な実施していく基本施策というのを実施していくということで計画を立てさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今ご説明いただきましたので、その一つ一つの分野について気になるところをちょっと細かくやろうかなと思ったんですが、前段でということ町長お話しいただきましたので、ちょっとその辺、そこだけもう1点確認したいんですが、策定委員会があって、今まで7回、1年間かけて継続して審議をしていただいた。これは当然尊重すべきものだと思います。一方で環境審議会というものも町として委嘱していて、環境政策についてこれでいいですかとお伺い立ててるわけですよね。例えばその意見が対立するというのも可能性としてはなくはないわけじゃないですか。その場合に、どちらをとるのかということも変ですけども、どういうふうに対処していくのか、どのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分そごが生じる場合というのはあるんだろうというふうに思います、それぞれ皆さん方のお考えですから。ただ、その中で、審議会の中で、ぜひともこうじゃなければいけないというご意見、強力に言う方もいらっしゃるかと思いますし、ある意味あとはそれ以外の委員の皆さん方が折衷案といいますか、落としどころを見つけて、この方向性でいいんじゃないのということも多分、大人の世界ですから、あるんだろうというふうに思います。そこはうまく調整しながら、我々とすれば調整する側に回るわけでございますから、その辺は余り波風が立たないような形の中で審議会の中でのご意見を頂戴したいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 策定委員会の方々にある程度審議していただいた中で、第5回

というところで素案のもととなる骨子案というのをつくっていただいたわけですが、その後の6月に一度、環境審議会を開催させていただきまして、そこで環境委員の方々に策定委員会の方々から上がってきた意見についてご意見をいただいた上で意見を調整させていただいて素案を作成してきたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） じゃちょっと一つ一つ角度を変えて質問させていただきたいと思いますが、基本計画の中にもそうですし、町全体としての環境政策として、開発との調和みたいなことが文言としては結構出てくるのかなと思うんですね、開発と調和みたいな、開発との調和みたいな。一つ思う疑問点として、震災によって自然環境も破壊されたと。例えば、何でしょう、森や海岸にあった海岸林が津波によって枯れてしまったり流されてしまったりということもあるし、海の中の海草、藻場、そういったものも大きく変化したということに対して、じゃどういうふうな影響があったのか調査しましょうとか、どういうふうな対策が出るか検討しましょうということはどうなってるんですが、その後、復旧工事、復興工事によって自然環境も一変してますよねということは、現況、課題としては上がってるんですが、それに対してのケアする事業というのは基本的にはないように見受けられるんです。その辺を基本計画じゃなくてその先の計画でつくるんだということであればそれでもいいんですが、その辺はなぜ触れられていないのかということはどうなように捉えられていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、開発との調和ということで私からちょっとお話をさせていただきますが、町の復興計画をつくるときに、復興計画の策定委員の方々に委嘱をさせていただきました。いわゆる土木工学の先生とかあるいは自然環境に詳しい先生とかさまざまな方々にお入りをいただいて、南三陸町の復興計画を策定をいたしました。その際、町としての高台移転ということを選択をさせていただいた際に、ある委員の先生から「ここまで環境を破壊するのか」というご意見もいただいたことは事実であります。

しかしながら、我々としては、命を守るまちをつくるという観点の中で高台移転を選択する以上は、一定程度の環境破壊といえますか、言葉は悪いんですが、環境をこういう状況にするということについてはある意味避けられないという判断のもとで高台移転を進めてきたという経緯がございます。したがって、ある意味、東日本大震災の問題もありますが、基本的には、開発という部分で環境を破壊したということでは、高台移転が一番の問題だろうなというふうに思っております。ただ、ですからなおのこと我々として

これからの南三陸町の環境ということについてはしっかり守っていく必要があるだろうという事は、これは肝に銘じなければいけないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 実際、今回環境基本計画策定に至るに当たりましては、さまざまな町の環境の現状というものを把握しておく必要があるというふうには十分認識してございますけれども、議員ご存じのとおりまだまだ復旧が完全ではなくて、発展途上ということでございます。動物や植生、そういったところの調査というのもまだまだ確定していることございませんので、ある程度しっかりした調査というのは落ちついた中で、復旧事業等落ちついた中で、しっかりと町の現状、自然環境の現状というところを踏まえて数値ですとかそういったのを設定していきたいなというふうに思っております。まだ現状がない中で目標の中に数値を入れていくというのは、なかなかその基礎となるような数値がなければ比較できませんので、そういった中でも、じゃ何もやらないのかということではなくて、しっかりと今できるやるべきことはやっていこうということで実施計画に盛り込んでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 数値目標の話は、最後というか、この1件目の質問の一番最後のところで重要になるんだろうなと思うので、いろいろお伺いした後に最後に触れようかなと思っております。

今、町長のお話の中で、もちろん自然を、何というか、ある程度破壊したというか、開発をせざるを得なかったという自覚はあるんだと、なおさら今後行われる開発であるとか環境に対しての影響を及ぼすような行為に対してはしっかりと確認をしながら、アセスメントという言い方なんでしょうか、最近の言い方ですと、その責任をとりながらやっていくんだということが南三陸町としてふさわしいだろうということですよ。一方で、そういうことはとりあえず度外視して開発しましょうという考え方だってあるんだと思うんですが、それは南三陸町の風土とか町民性にはそぐわないというふうに自覚しておられるということですよ。それは私も大いにそのとおりだろうと思いますので、じゃ基本計画をどのように考えていったらいいのかという議論がそこからスタートするのかなと思います。今、非常に大事なご意見だったのかなと思うんです。

もう一つ、指定廃棄物という問題というか、言葉があると思うんですよ。指定した廃棄物ですから、例のものですけれども、基本計画初め町の計画ではほとんど触れられていないんですよ。これはどうなんでしょう、文言として全く触れずにおいていいものなんだろうかとい

うこと、南三陸町ではなくて登米市にあるものだからいいんだという考え方でいいのかどうか、その辺ちょっとご意見伺いたと思います、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、指定廃棄物と一般廃棄物ということに分類をされてございます。ご案内のとおり8,000ベクレル以上が指定廃棄物と、それ以下は一般廃棄物ということになっておりまして、当町に指定廃棄物と指定されるものはないということです。ただ、現存としてあるのは、一般廃棄物ということは現存していることは事実でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。ないとはいえ、近くにあるので、何でしょうね、計画にうたわないと、それが何かの事情で我が町にもみたいなことになったときに対応が非常に難しくなるのかなという思いもありますので、全く考えてないということではないんでしょうが、基本計画であえてうたう必要はないということのようですので、そのように受け取らせていただきます。違ってたら後で突っ込んでいただければと思います。

あと3点ほど細かいところをちょっとお話しさせていただきたいんですが、FSCとASCという、きのうもちょっと一般質問の中で国際認証が話題になりましたが、まだちょっと誤解があるように思うんですね。国際認証を取ると商品価値が上がってもうかるんだみたいな思いが町内の人にもあるような気がするんですね。そこはそうではないと思うんですよ。環境に対して責任のとれる、責任を持つ漁業だったり林業だったりを行っている、これは環境に対して配慮しているねということを経営者からお墨つきをいただくということですので、物がいいとかということとはちょっと違うわけですよ。ただ、自然に、環境に対して配慮しているものですよということで、環境に配慮していることを重要視する人たち、消費者、これは大事だねと思っている人たちに高く売ると言ったら変ですけども、そこに価値が出てくるわけですよ。そこがちょっとややこしいんですが、非常に誤解があるように思うんですよ。その辺、どうでしょう、そういうふうに思いませんかとか、そういう考え方もあるんじゃないかと私は思うんですが、町長はどのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その前に、指定廃棄物の関係ですが、ここ5年経過いたしまして、指定廃棄物、何ら解決の方向性を見出してないということです。これまでも首長会議等何回も開催をさせていただきましたが、頓挫してしまっているという現状がございまして、ここは少なくとも環境省がとにかく音頭、旗を振っていただかないとこれはなかなか前に進まない。

ある意味一番指定廃棄物の多いのはお隣の登米市でございますので、そういった観点から考えた際に、この指定廃棄物の解決というのは当然急ぐ必要があるというふうに私は思っております。

A S CとF S Cの関係ですが、多分、私ずっと言ってるんですが、F S CもA S Cも非常に認知度が低いんですよ。ですから、ある意味誤解している方々がいっぱいいらっしゃるということは私も承知をしております。ですから、町として、せっかく国際認証を取った以上は、これが一体いかなるものなのかということについてしっかりとPRするということがやはり必要だと思います。F S Cを取ったからといって木価が上がるわけではございませんし、A S Cを取ったからといって単価が上がるわけではございませんので、そこは今、後藤議員がおっしゃるように、これは紛れもなく環境に配慮したそういった産業ですよということを我々としてもしっかりと訴えていかなければいけないのかなというふうには認識しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そこはF S CだけでやってもA S Cだけでやっても一般質問1回かかってしまいますので余り深掘りはしないんですが、認知度が低いというお話が出ましたので、認知度が高い方が、我が町にゆかりの深い方がいらっしゃるじゃないですか、国立競技場を設計される方。あの方が何か、どうなんでしょうね、F S CっていいんですよとかF S Cを使うんですよとか、そういう発信とかぜひ、ああいう方にしてもらうことで認知度というのは一気に上がる可能性もあるのかなと思いますが、その辺、私から、私、隈さんと面識ないので、町長はありますよね。何とか言ってもらえませんかでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 隈さんにはもうお話はしております。国立競技場を請け負った業者の方々にも私お話をさせていただいております。なかなか隈さんが発信したことがそのままマスコミ報道にストレートにのってこないという部分あるかもしれませんが、隈先生についてはその辺は十二分に認識をしていらっしゃると思います。いずれまた来月、隈先生おいでになりますので、その際にはまた私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

多分、きょうのニュース等でご承知だと思いますが、隈先生、今度、品川と田町の間に山手線の新しい駅ができますが、そこの設計も隈先生がやったということですので、非常に隈ブランドといいますか、非常に上がってきておりますので、発信力も大変強いというふうに思いますので、その辺は我々としてもその辺のお願いということはしっかりとやっていきたい

というふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それから、環境政策の中で、F S Cは林業ですが、関連して木質バイオマス事業というのも非常に重要なものかなと思っております。いわゆるペレットですよ、ペレットストーブ。これは前も申し上げたかなと思うんですが、今の時期にプッシュしないとというか、出口戦略である程度の成果が上がらないと、今後、今新しく住宅であるとかおうちを建てる方がこれほど町内にいっぱいいらっしゃるというのは1000年に1回しかないわけですから、そのタイミングである程度普及というか、ペレットに限らず、まきでもいいんですけども、そういった自然のものを家庭に取り入れていくという風潮をやはりつくっていかなくちゃいけないと思うんですが、ただ正直、私、自分も今そういう時期に個人的に立ってまして、導入しようと思っているんですけども、どこに聞いたらいいいのかまずわからないということと、聞いた結果、余り大してリアクションがないというのを実感として思ったので、もうちょっと、わかりやすく言えば、ぐいぐい来てほしいというか、ペレットいいんですよと来るのかなと思ったら、ぺらっと紙1枚渡されて、これでどこか担当のお店に電話してくださいぐらいの対応だったので、ちょっと肩透かしというか、寂しいなと思った実情があるんですが、その辺もうちょっと、環境の分野なのか産業の分野なのかちょっと微妙なところだと思うんですが、本腰を入れていただければなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） セールス担当からは後で答弁をさせたいと思いますが、いずれにしましても、ペレットの件につきましては、やはり一番大事なのは出口戦略をどうするかということで、ずっとこれまでもやってまいりました。ご案内のとおり、病院のボイラー等につきましてはペレットを使ったということで、公共施設については、戸倉小学校もそうですが、ペレットを使って出口戦略、我々も率先してやろうということで取り組んでまいりましたが、ただそれだけではまだ足りないという部分もございますので、一般ご家庭の方々にペレットストーブをいかに導入してもらおうかということが出口戦略の大きな力になるというふうに思いますので、そこは改めて担当課のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） ペレットストーブにつきましては、高台移転というふうなことで、防集事業で宅地のほうが引き渡しになってきておりますので、そちらのほうにもカタログ等を置かせていただいたりしておるところでございます。あとは町の産業振興課の

ほうでの窓口で、おいでいただいた際にはそちらのほうでご説明をさせていただきます、ペレットストーブについてPRをさせていただいているところでございます。

議員ご指摘のように、ちょっとPRといたしますか、足りない部分もちょっとあるのかなというふうに認識しておりますので、今後さらにそのPRをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そのPRなんですけれども、補助金は非常に高いたしか割合で出しているはずですよ、県と町と。それを余り知られてないというのはもったいないなということと、もう一つは、実際に導入しようとする壁に穴をあけたりとか、壁も耐火壁にしなきゃいけないとかいろいろ面倒な手間があるんですよ。そこでやはり買い控えてしまうというか、補助金が出て自然のためになるんだったら買おうかなと興味持って行くんですけども、実際こういうふうにやらなきゃいけないので大変なんですという話がわかっちゃうと「そうですか」となっちゃう人が多いんだろうと思うので、その手間を例えば肩がわりするとか、簡略化できるものがあるのであれば簡略化するとか、そこそが行政のサポートのしどころだと思うんですよ。いいものを安く売りますというの誰でも考えればそれは売れるはずなんですけれども、いいものを安くする、補助金を出して安く手に入れられるようにしているのにもかかわらず売れないということは別の要因があるはずだと思うので、そこをちゃんと分析していただいて、どうにかならないかなと思うんですが、その辺もうちょっと検討を重ねていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実はこれなかなか難しい問題が実はありまして、我々もこれまで病院とかあるいは学校もそうですし、それからあと民間サイドでも、老健施設とかそうなんです、どうしても抵抗を示してくるのが、設計の先生方がどちらかといえば電気のほうがいいということの推薦を、お薦めをするんですよ。基本的にこれは早ごとがきかないとか、いわゆるペレットストーブの欠点をどんどんどん押し出してくるという、そこがある意味一つなかなか進まないという一つの原因があります。ですから、町のほうとしてもその辺のPRの仕方といたしますか、あとは業者の方々を巻き込むということも一つ手なのかなというふうに思っております。今後の戦略等について担当課のほうとしてどのように考えているかということについては答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 今、町長が申しあげましたとおり、やはりうちを建てる際にハウスメーカーあるいは在来工法での大工さん方とかいらっしゃるわけでございまして、その割合から言いますと確かに厳しい状況にありまして、ハウスメーカーさんが建てる際にはなかなか採用していただくにはちょっといろんな面で厳しいというところが現実でございます。しかしながら、板倉づくりとかそういった本当に木のよさを十分に発揮する建物なども町内でPRしてきておりますので、そういった方々を中心にさらにペレットストーブを導入していただくように、木材の、木づくりですね、それらを含めてペレットストーブのほうの普及のほうにも努めてまいりたいと考えております。

それから、確かに建物に穴をあけなくちゃいけないとかそういった部分もございまして、なるたけストーブのよさを少し勉強しながらさらにそのPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今の話は、既定路線、今までやってきたことの延長線上ではやはり数字としては上がっていかないだろうという認識がありますので、何かどこかで見方を変えろというか、転換していく、ペレットストーブは南三陸町にすばらしく合ってるんだとか、何というか、ここでしかできないんだというような付加価値を持っていくとか、いろいろな戦略あると思うんですけども、いいですよ、補助金が出るんですよとアピールするだけでは埋まらないギャップがあると思いますので、引き続き検討していただきたいなと思います。

もう1点、3つ聞くと言ってもう1点あるんですが、バイオガス事業ですね、生ごみを家庭で収集するようになって1年、間もなく1年ですか。私も昨年12月にバイオマス産業都市構想ってどうなってますかという話を聞いたときにバイオガス事業もお話しさせていただきました。現在の収集率、それから、一問一答なので一緒に、1個ずつ聞けばいいんでしょうけれども、事業系の生ごみの収集の話があったと思うんですが、その辺を含めてどういう動きをしているのか聞かせていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な生ごみの目標値がございまして、残念ながらその目標値を達成できていないということです。やはりこれからも啓発活動、これまでもやってまいりましたが、これからも進めていく必要があるということで、民間の方々にもご協力いただき、例えば紙芝居を持って行って子供たちに見せて、そして生ごみをどのように分別すればこのように循環型の社会になるんですよという、そういう子供たちにある意味理解してもらおうと。家

庭に帰って、お母さん、お父さん、うちでもやりましょうよという、そういうことも含めてやっていく必要があるというふうに思いますが、いずれまだまだ目標値に達成してないというところでございますので、協力をいただける家庭、これをいかにふやすかということについてこれからも努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、生ごみの収集に関する収集率等についてでございます。当初に事業を立てて、回収目標というものを立てておりますけれども、もともとその数値を立てたもとといいますのが平成21年度のごみの収集量に関するものでございました。それで、その収集する人口につきましては、復興計画の32年の数値、大体人口で1万4,500人というようなところでの考え方で計画を立ててございました。昨年10月に行われた国勢調査によりますと人口が1万2,300人というようなところにして、計画していた数値よりも15%ぐらい低く下がっているということでございますので、そもそもがごみを出す人口が少なくなっているというようなこともございますので、その実態に合わせた目標値に改めなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

そういったところを見ましても、回収率というのはまだ半分いっていないという状況にはなっております。生ごみ、町内から出る量といたしましては、家庭ごみが大体7割で、事業系が3割というような割合になってございます。現在は家庭ごみのほうだけ回収しているところでございますけれども、事業系につきましては先行的に民宿のところの事業者の方々に協力いただきまして、先に回収のやり方についていろいろと進めていただいているところでございまして、これから本格的に、本来は6月ぐらいから取り組みたいというところでございましたけれども、なかなか進まずにきております。町内の旅館、それからホテル、それから飲食店、コンビニエンスストア、老健施設とかそういった施設、30数カ所ぐらい、もうちょっとあると思いますけれども、そういったところに一つ一つお話をさせていただいておりまして、来月10月から実際にいろいろなところから回収させていただくというような段階に来てございます。生ごみの回収率は、事業者の方々も入ってくれば当初よりはもう少し回収できるのかなというふうなことでございます。

バイオガス事業につきましては、生ごみ以外にも余剰の汚泥というところも原料にしてございます。余剰汚泥のほうは、計画目標よりも120%、130%というようなところで回収もできておりまして、原料自体そのものを見れば目標値の80%ぐらいは回収できているというような状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 生ごみの回収率を上げるということは大事なんですけれども、わかりやすいので、何割集まっているんですかというのがわかりやすいのでついつい聞いてしまいますけれども、それだけじゃなくて、そこに異物の混入率が非常に低いんですよとか、それよりも町民が手間なわけですよ、1個1個分けるのは。それを意識してやっている人たちがこれぐらいいるんですということのほうが重要だったりということもあるので、数字で、これに関しては数値目標がどうだとかいうことではなくて、そういった数でこれが成功している、失敗しているとは言えないとは思ってるんです。思ってますけれども、一方で、やはり収集率が上がっていないのであれば、家庭ごみの収集率がそこまで上がっていないのであれば、それじゃ業者さん、事業でやっている方々のごみを集めればいいじゃないかと、そのほうが一気に上がるだろうというのは単純に思うわけですよ。それが何かなかなかうまくいってなくて、また来月から始まる予定だということですけども、その事業系の生ごみ収集はぜひ行おうべきだろうと思うんですが、それがうまくいってない理由というのは何かあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤議員おっしゃるように、できれば各家庭のご協力をいただけるというのがふえるというのはこれにこしたことはないんですが、広報紙をごらんいただいたと思いますが、生ごみ分別の優良行政区というのを発表してるんですよ。あそこが非常に、別に競争があるわけじゃないんですが、このように各歌津地区とか志津川地区とか戸倉地区とか入谷地区とかと分けて掲載しておりますが、そこをごらんいただいて、それぞれの皆さん方が、ああ、あそこではあんな立派に出してるんだね、じゃうちも負けずにやりましょうよみたいな、そういう気持ちになってもらえればいいのかなというふうに思って、担当課のほうとしてはいろいろ知恵を出しながら皆さん方のご協力をいただきたいということで取り組んでおりますので、ひとつその辺もご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これまで事業系のほうに余り進んでいなかったというのは、一つはやはりまずは家庭からの、ご家庭からの収集率というものを確実に上げるような方向でまずはやっていきたいと思いますというようにございまして。

事業系につきましてよくご意見をいただきますのが、例えば民宿ですと食事の後に、生ごみだけでなく、お膳の中にいろんな、割り箸であるとか、それからたばこの吸い殻ですとか

いろんなものが入っていたりとかいうようなことで、しっかり生ごみを分別するというふうになると時間と人手がかかってしまうというようなお話をよくいただいております。また、コンビニなんかでも賞味期限が切れたものなどを協力いただけませんかというような話もさせていただくところなんですけれども、やはり包装してあるものとかトレーの中にカップ、プラスチックカップで小分けされているものとか、そういったものをいろいろと分別していくにはやはり時間と人手がかかると。通常の仕事に対してもなかなか人が集まってくるのが難しい中で、そういった作業も入ってくるとなかなかそこまで協力というのは難しい部分があるという話もいただいておりますので、できる限り、できる範囲で、やれる範囲だけでいいですので、そういったところからぜひお願いしたいということで回らせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） バイオガス事業、もう1点お伺いしなきゃいけないのは、今、余剰汚泥という言葉が、お話が出てまいりましたけれども、浄化槽、何でしょう、震災があって高台移転が進んで、災害公営住宅ができて、浄化槽が鬼のようにふえているわけですよね、数が。ということは余剰汚泥の量も爆発的に、爆発的にと言ったらいいのか、通常の数では考えられないぐらい一気にふえていると思うんです。それも要はリサイクルというか、循環させることでバイオガスになって電気になって熱になってということがあるんですよということになっているわけで、どんどん集めればいいのかと思うんですけれども、一方でちょっと心配というか、余剰汚泥がそれだけ、浄化槽が一遍にふえると一遍に汚泥が集まってくるんじゃないかなと思うんですが、それを処理し切れるものなんでしょうかね。そういった問題で、汚泥を運んでいく際には前処理をして、下処理をしてから施設に運び込むんだというようなお話を聞いたことがあるんですけれども、そこで、その施設側で受け入れられないからちょっと待ってくれとか、そういう現状ってないのかどうかお伺いしたいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 高台移転が始まりまして、いろいろと家が建ってきているところでございますけれども、今の段階では、昨年、おととしと比較してそれほど爆発的に量がふえているというようなことは、現象は出てきてはおりません。

それから、当初、余剰汚泥ということで、いろいろと前処理なんかをした後に集めるということもありましたけれども、その余剰汚泥になる前の段階でそこからも回収してバイオガス

施設に、施設の運転状況にもよりますけれども、そういったやり方も工夫してやっているところがございます。今のところ処理し切れないというような状況には陥ってございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今のお話させていただいたのは、この年度末の時期が一つピークかなと思っているんですが、仮設住宅の集約化が進んでいくと、今、仮設住宅に浄化槽がどんと入ってますよね、それが一遍になくなる可能性もあるのかなと。あっちでもこっちでもとなると大型の浄化槽が、要は浄化槽を撤去するときには汚泥を引き抜かなきゃいけないと思いますので、そのときかなりの量が出るのかなと思うんですが、そこら辺の対策はとってますか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） その点につきましては議員おっしゃるとおりでございます。そういった集約する時期が一つの時期に重なるというようなことがないように、分散して収集できるような形になれるように関係課と協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 環境政策ということで、大変多岐にわたっているいろいろお伺いしてしまいましたが、一番聞きたかったことというのは、基本計画ってこのままでいいんでしょうかということなんですね。F S Cにしてもそうですし、木質バイオマスにしてもそうですし、バイオガス事業にしても指定廃棄物の問題にしても、この南三陸町を取り巻く環境問題、環境政策というのはいろいろ多岐にわたってるわけですよ。それを全面的に推し進めていく根幹が、基本となる考え方が基本計画であると。やはりそうなった場合に、ある程度の具体性と南三陸町の環境の基本計画であるという独自性というか、町の現況に沿った形の計画であるということが必要だろうと思うんですが、私はそこが少し足りていないんじゃないかなというふうに思います。

具体性をもっと、数値目標というのが果たしていいのかどうかわかりませんが、例えば、今手元にその資料があるんですけども、目指すべき環境像というのがあるんですね。それは素案の中では「創ろう未来の子どもたちへの贈物」というのが目指すべき環境像であるというふうに基本計画の中ではうたわれております。これは委員の皆さんが非常に長い時間かけてつくってきたものだと思いますので大事にしたいんですけども、「創ろう」と言われても、「創ろう贈物」と言われても何をつくればいいのか具体的にさっぱり見えないんですね。自然を大事にする町をつくってそれを子供たちへ贈ろうというのか、先ほど町長のお話の中

で出ましたけれども、震災があつて、復旧・復興事業があつて町の自然がちょっと大きく損なわれてしまったけれども、今改めてその自然環境を取り戻す、自然環境を保全していくという考え方を子供たちへ贈ろうというのか、余りちょっと見えない。見えないなと思つて、サブタイトルがあるんですね、これに。「海・川・山・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町」と、こういうのがあるんですね。どちらかというこのメインとサブが逆なんじゃないかなとちょっと思うんですが、ここまで一体としないと目指すべき環境像というのが見えないということがやはりちょっと残念というか、もうちょっと検討を加える必要があるのかなという思いがあります。

この基本計画の中のさらに基本的な一番大事な考え方がきっと目指すべき環境像だと思いますので、そこから派生して出てくる基本目標というのが大体5つあるんですけれども、どれも具体的ではないというか、ぼやっとしてるんですね。「循環型社会の構築」とか「次世代に向けたエコタウンの構築」とか、構築するのが目標ではないはずなんですよ。構築した上で、この町の魅力というのはこうだよねというのを後世に、子供たちに伝えていこうねと言ってるわけですから、そこがちょっとやはり、国語の問題なのか計画の中身の問題なのかちょっとわからないんですが、やはりちょっと不安です。

ですので、先ほどちょっとお話ししましたが、環境審議会がきょうあるそうですので、私も注目してみたいなと思うんですが、もうちょっと時間をかけて考えていくべきではないかというふうに思いますが、町長、担当課としてはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご議論いただきました。誤解をしてほしくないんですが、決して満足しているつもりは全くないんですよ。ただ、一つ、一步一步この問題について根差してきたということは間違いありません。震災前の南三陸町、それから合併前の旧志津川、歌津、ある意味環境ということをどこの時点でも必ず町の大きな柱の一つとして出てきます。しかしながら、振り返ってみますと、果たしてそれが具体的にどう取り組んできたんだということの反省は実はあります。ですが、今このように震災後にこのような取り組みをしているということが、少なからずとも具体的に今一つ一つでも取り組んでくることができたということについては一定程度評価をいただいてもしかるべきだろうというふうに、私はそう思っております。ですから、これからまだまだ取り組まなければいけない課題、問題、それはいろいろございます。ですから、それは今までこうやって取り組んできた方々が、少なくとも前に向かって歩いていくという意識をしっかりとお持ちになっているということは、非常に町と

しての大きな財産です。力になるというふうに思っておりますので、この流れをとめないように我々としては進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まとめに入ったように思わせて実はまだまとまってなくて、あと2点ぐらい聞きたいことがあるんですけども、この環境政策、基本計画もそうですが、今、町長、一步一步前に進んできた、それは当然見直ししながら振り返りながら考えて一步一步進んできたから今があるんだと。それはもちろんそのとおりだと思います、それは尊重しなければいけないと思いますが。

この基本計画も、もし見直す必要があるのであれば、何年後かわかりませんが、見直すタイミングもあると思うんですよ。そうなのかなと思ってこの資料を見ますと大体5年後であったと思うんですが、「見直しもかける必要があると思います」と、ちゃんと書いてあるんですよ。単純な疑問なんですけれども、見直すべき時が来たら見直そうというのは誰でも言えることなんですけれども、見直す基準がないわけですよ、今のままだと。要は数値目標がないし、具体的な目標、ここまでこういうふうな町にしようという具体像がないから、5年たったときにその目標が達成できているかどうかということ誰がどう判断するのかということなんです。例えば、F S CとかA S Cであればこの程度認知度が広まったとか、バイオガス事業で言えば町内のごみの収集率がここまで来ました。ここまで行こうと言って5年たった結果、そこまで行かなかった。であれば目標をちょっとやはり見直すべきだよねとなるんですけれども、バイオマス事業、頑張ろう、頑張ろうと言って、5年後に見直そうかどうかといったときに、頑張ってますよねと言われちゃうと、じゃ見直す必要ないじゃないかとなっちゃうじゃないですか。そういうことではないと思うんです。だから、その見直しの基準というのをどこに求めるつもりなのか、基本計画でうたう必要はないというのであれば、基本計画のその先にある事業計画の中で数値目標を設定するつもりならそれでもいいんですけれども、そこはちょっとやはりシビアにやっていく必要があるというふうに思うんですけれども、その辺どうでしょうね、見直す基準って今のままで十分だと思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員独特の議論でございまして、非常に固く固くその辺のご議論をいただいているわけですが、当然、担当課とすれば当然のごとく、表に出す出さないはともかくといたしまして、いわゆるそれぞれの目標値というのは皆さんお持ちになっています。その中で、何年かたってその数値が達しないということになれば、当然のごとく

見直しということに、ローリングといたしますか、それは当然出てくるのが当たり前だというふうに思っております。表に出す数値なのか、あるいは課内で皆さんで共有する数値なのかということについてはそれぞれの分野分野によって違うんだろうというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 見直す時期ということでございますけれども、一応素案の中には、今後復興状況もありますので3年ぐらいを目途に見直しをしていきたいというふうに考えてございます。

見直す基準がないということでございましたけれども、現状で町の環境状況をさまざまな部分で把握し切れていないというのがございますので、把握していない中ではなかなか数値が設定できないということもございます。ただし、町長のお話の中にもありましたけれども、それぞれの実施事業につきましては実施計画というようなものを個別にそれぞれの事業で設けております。いつ誰がどのようにどこまで何をするか、どういったことを果たすのかというようなことはしっかりと各担当課においてその事業のやる内容を把握しておりますので、毎年そういったところの進捗状況というのは確認させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、毎年、環境白書というのを出させていただいておりますので、そういった数値も踏まえながら、どのような形で見直していくべきかというのを考えてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 休憩を挟むとテンションが下がってしまいますけれども、環境政策の基本計画の素案がまとまったと。一方で町民はパブリックコメントを通じて声を上げている方々がいっぱいいるということは非常に大事なことだろうなと思うんです。

最後にもう一つ、この1件目の質問でぜひ聞かなければいけないこととか、聞いておきたいことがあるんですけども、基本計画策定委員会の皆さんを初めとしていろんな方がこの策定にかかわってくださってます。その議論は尊重されるべきだというのは私は最初から

ずっと言ってますけれども、町長もそのとおりだとおっしゃってます。

ただ、策定していくその過程ですね、そのプロセスというか、段階でコンサルタント会社が必ず入っていると思うんですよ。私も議員としていろいろ勉強させていただいたりいろんなところにお話を聞きに行ったり研さんを積まさせていただいている中で、行政の皆さんがコンサルの皆さんにいろいろ力をかりて計画をつくったり事業を進めていったりということがあるということは重々承知だし、別にコンサルタント業務というものは全部なってないんだと、だめなんだと言う気は全くないんですけれども、どうも行政側がコンサル側に振り回されているというか、結果、町民の声がなかなか届いていない計画になっているんじゃないかなという計画の典型とも見えなくもないなというふうに思うところがあります。でも、私もまだまだ勉強不足なので、一概に、それはあなたの私見でしょうと言われればそのとおりなのかなとも思うんですが、ただやはり一議員として現時点では少し心配に思っております。

その過程、基本計画を決定していくプロセスの中でコンサルの方というのはどういった役割を果たしたのか。言ってみれば、いろんな意見が出て、それがけんけんがくがく、まとまりづらくなったものをまとめるというのがコンサルタントという業務なんだろうと思いますので、どういうふうにまとめてもらったのかということぜひ最後にお伺いしたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私からは今回の問題ではなくて一般論としてお話をさせていただきますが、コンサルを活用する場合というのは多々ございます、ご承知のように。我々もプロの集団ではございません、残念ながら。そういった意味におきましては、コンサルの皆さん方の持っているいわゆる専門的な知識等々含めて利活用させていただくケースは多々あるというふうに思います。とりわけ町民の皆さん方がただ思いで言っている部分が果たしてそれが条例とか法律とかそういった問題とどうかかわってくるのか等含めて、そこはやはりコンサルの方々のお力をいただかなければいけない。しかし、基本的なことは、主役はコンサルではないということです。主役はあくまで町民の皆さん方がどう考えてどう積み上げてきたのかということをしっかりとしてそれを文字としてあらわしていくということが大事なんだろうというふうに思っております。ですから、繰り返しますが、コンサル全て悪いということではなくて、そういった折々にそういったの方々のお力もしっかりいただくということが大事だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回の環境基本計画を策定していく中で、やはり一番大事にしなければいけないというところは町民の方々の意見だというふうなことを根底に置きまして進めてまいりました。したがって、何回か策定委員会を開かせていただいて、その都度いろいろご意見をいただきまして、そういった意見をまとめる中でコンサルの方々にまとめていただくこともありましたし、それを見ながら我々サイドでそういうことではないんじゃないかというようなことで、がらっと変わった部分もございます。

あくまでも主体は町民の方々の意見、どう思っているのか。今回やるに当たっては町民の方々にアンケートをさせていただきまして、4,600世帯余りの方々に配布させていただいた中で35%を超えるような回答をいただきまして、非常に環境に関するご興味というのが、関心があるんだなということを改めて感じましたけれども、そういった町民の方々の意見を最大限反映させるような形で取り組みたいということで、我々サイドとコンサルというふうな形でいろいろと協力しながら今回の素案というところまでやらせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。コンサルタントする方というのはもちろんその専門的な知識をお持ちだし、そういった場所で意見を、会議をうまく誘導していく。ともすると、素人同士が集まって専門的知見のない方々で意見を言い合うと、ともすると例えば声の大きい人だったりとか年齢が上の方だったりとかの意見に引っ張られてしまうということもある。それを第三者的な目線で一つ一つの意見として整理していくということは、これは当然その業務の中の一つだろうと思いますし、それは必要なことだろうと思います。

ただ、主役は町民なんだと、町民の声を聞くということが大事なんだというお話はありました。それが言葉だけのものにならないように、しっかりとある種コンサルを頼む場合はその手綱をしっかり握ると言ったらいいんでしょうか、コントロールできるような形で行政の皆さんにはいてほしいし、もう一つは、青臭い言い方になると思いますが、町民の意見、町民の声というものを信じてほしいなと思います。専門性はないかもしれない、知識はないかもしれないけれども、この町で生きてきたんだという誇りがきっとそこにあるはずですので、そこから出た、紡ぎ出された言葉というものをもうちょっと、もうちょっとというか、これからも、今もそうですが、これからも信頼して、信じてこういった計画というのを策定して行ってほしいなと思います。その辺、町長、最後にいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、後藤議員が今おっしゃるとおりだというふうに思っております。その辺は我々も意を用いながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは、実は質問もう1件ありまして、そちらの質問をさせていただきたいというふうに思います。

2件目も町長にお伺いいたしますが、町のにぎわいをつくり出す施策の充実をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがですかという質問でございます。

震災後、新しい町並みというものを今後つくっていかねばいけません。その際に、各種のイベントであるとかお祭り、または文化、芸能活動というのは非常に大切だと思います。そういったものを町民がやりたい、やっていかねばいけないと思っても、震災からの復興が第一だという状況下でなかなか思いどおりに進めることができずにいたりもしますので、今後もより公行政のサポートというものは充実させていくべきだと思います。

まず1つ目としては、イベントであるとかそういうお祭りを開く、実際に開催する施設とか広場、公園、そういったものの、今新しく整備している途中ですが、その整備状況というものはどうなっておりますかということが1点目。

2点目として、そういったイベントを開催する際の補助金であるとか助成というものを今後さらに拡大して拡充していく必要があるのではないのでしょうかということが2点目。

3点目としては、そういったイベント、各種のお祭り事に対して、役場の町の職員の皆さんに積極的に参加していただきたいと思いますと思うんですが、いかがですかという質問でございます。お答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございます。町のにぎわいをつくり出す施策の充実をとということについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目のイベントの会場となる施設、広場等の整備状況についてお話をさせていただきますが、現在、志津川市街地及び伊里前市街地において、産業再生の場として、かさ上げ及び道路整備などの復興事業が行われているのはご承知のとおりだと思います。

志津川地区においては、新たな町の拠点として旧五日町付近に観光交流拠点を整備し、本設のさんさん商店街が来年3月3日のオープンに向け現在建築工事が進められております。

なお、この観光交流拠点については、道の駅として町のにぎわいを創出する場にしたいと考

えております。

観光交流拠点における外構等の整備については、街区の南側約2ヘクタールが来年2月に暫定形での完成、残る北側の約1.2ヘクタールについては平成30年度の完成を予定をしております。イベント開催時には観光交流拠点とその南側に整備するしおさい通り及び海辺の広場を一体的に活用して、新たなにぎわいの創出を図りたいと考えております。当面は暫定形での供用となりますが、区画整理事業が完了する平成30年度以降には全面的な供用が可能となる予定であります。

一方、伊里前地区においても、新しい復興商店街や漁協事務所等を整備するための復興事業を進めております。両施設を建築するための宅地につきましてはほぼ造成が完了しており、今月から来月にかけて建築工事に着手する予定と伺っております。町といたしましては、当該地に整備を予定している広場及び公共駐車場等の工事について、施設オープン時までにしつかりと仕上げるとともに、国道等関係機関との調整を密に行っていくことが、伊里前地区、ひいては歌津地区の早期のにぎわい創出につながるものと考えているところであります。

続いて、第2点目、補助金等の施策のさらなる拡大についてお答えをいたしますが、現在、町では観光客の誘客促進や地元受け入れ態勢の整備促進を図るため、民間観光団体等が実施する観光振興対策事業に対して観光振興対策事業費補助金の交付を行っております。例年は地域団体や産業団体が主体的に取り組む志津川、歌津両地区の夏祭りや産業フェアなどへの補助金を交付しております。観光客の誘致や地域全体の活性化もさることながら、事業を通して世代間交流、地域連携などの効果につながっているものと思われまます。今後も産業振興など地域全体に寄与する取り組みを主体に積極的な制度活用が図られるように、地域状況の把握を継続的に行っていく予定としております。

また、活気ある町並みを創造するといった意味では、おらほのまちづくり支援事業を実施しております。本事業では集いのにぎわい創出に対してのメニューに加え、今年度においては町の総合戦略の推進を目的としたメニューを設け、参加と協働が活発なまちづくりを推進しております。本事業につきましては、平成25年度から実施し、ことしで4年目を迎えますが、毎年多くの事業提案がなされ、地域または町全体の活性化につながる各種の事業が展開をされております。さらに、今後必要となる地域コミュニティーの再形成に対する取り組みへの活用など、さらなる期待をしているところであります。

最後に、職員の積極的な参加を促してはについてであります。議員もご参加をいただきました町長出前トークにおいても町民の方から同様のご意見をいただいたところであります。

その際にも申し上げさせていただきましたが、休日ともなれば職員もそれぞれ用事等があることから、なかなか強制という形にはまいりませんが、引き続き職員の意識啓発を図りながら、一町民としての積極的な参加を促してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 2件目の質問、1点ずつ細かくこれどうですかという話をしましたので、最初の答弁いただければ、あとはそんなに深く突っ込まなくてもいいのかなと思っていたんですけれども。

1件目、施設整備に関しては、これは、何でしょう、我々町民側からはいかんともしがたいというか、行政の皆さんに災害復旧でいろいろ骨折りをいただかないとイベントを開こうにもその場所がないということになってしまいますので、それはしょうがない、しょうがないというか、ぜひやっつけていかなければいけないと思うんですが。

ここに関してはスケジュールを確認したかったというか、お知らせいただきたかったなと思っておりまして、志津川新市街地の観光交流拠点ということであれば、本格的に全面で使えるようになるのが平成30年度に完成するのではないかなというような見通しということですね。それから、伊里前の新しい商店街や新しい広場というか、高台は造成はもう完了していて、来月から店舗でしょうかね、商店街の着工にいよいよ着手すると。その商店街のオープンに合わせてでしょうか、その駐車場と周りの施設整備も完全に行っていくんだというようなスケジュールだということのようですが、じゃ一つまず確認しますが、志津川の新市街地と伊里前の新市街地に関しては今のようなスケジュールで進めるということによろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、担当課長から確認したところ、大丈夫だということですので、ご報告をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ほかにも、いわゆるイベントであるとかそういった催し物の会場になり得る場所というのは幾つかあると思います。例えば新しくできる松原グラウンド、それから今、改修工事、もう始まってるんでしょうか、しおかぜ球場、あとは一つ気になっているのは海岸サンオーレそではま、この辺のスケジュールというのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、私の知る限りの情報でございますが、松原

グラウンドについては、当方で災害復旧事業ということで、中学校下のところに災害復旧をしますということでご説明をしてまいりました。それで、昨年度の説明会等では28年度に一部供用開始したいなという思いを伝えさせていただきましたが、今現在、高台から出た土、まだ松原グラウンドの整備のところ土を置いてございます。あの土は区画整理側で使用する土ということで仮置きをしているところでございますが、区画整理側も道路を移設したり川を移設したりして鋭意進めているところではございますが、なかなか松原公園、グラウンドの土を撤去するにまだ至ってございません。スケジュール的には今年度中にはなかなかあの土は全部取り切れないのかなと、持っていけないのかなというふうに思っております。ですので、一部供用を28年度末にはという話をさせていただきましたが、若干延びるということでございます。平成29年度に着手しまして、30年度には完成をさせていきたいというふうに思っております。

それと、サンオーレそではまにつきましては、県の漁港事務所のほうで工事をしてございます。聞いている話でございますが、来年の夏の海水浴にはあそこをオープンさせたいというのを聞いておりますので、夏前までにはサンオーレそではまの整備が進むのではないかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平成の森のしおかぜ球場の改修工事でございますけれども、後刻、工事請負契約の締結の議案を提出をさせていただきたいと思っております。

工事については年度内に完成をして、一定期間の養生期間を設けまして5月か6月に供用開始をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目についてはわかりました。

2点目、金額的な、前段として言うのを忘れちゃいけないけれども、町のにぎわいを創出していくのにハード整備とお金の補助とマンパワーということが大事なんじゃないかなと思っておりますので、その3つに分けて質問したわけですが、お金の話ですね、今、観光産業の補助金とおらほのまちづくり事業ということがありました。ここに関しては2点ぐらいかな、聞きたいんですけども、おらほのまちづくり補助金ありますね。これは、何でしょう、全体としては私はいいい事業だなと思っております、私の同年代というか、若い方々がイベントを開催するのに非常に有効に使ってもらってるなというふうに思っているんですが、一つ、要綱の第6条に3年ルールがありまして、3年までだよというルールがあるんですね。何で3

年なんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味その制度設計どういう形だからちょっと記憶にないんですが、ある意味町民の方々に幅広く応募していただきたいという原点的なものがあったんだろうというふうに思いますし、できれば広く皆さん方にいろんな提案をいただきたいという思いがあったというふうに思います。

ただ、いろいろここをやってきてまいりまして、果たして3年ルールというのがどうなんだという思いも実はあります。3年やっていただいて、すばっと切るという、基本的に今は切ってますが、ただこの先、皆さんが取り組んで一定程度人がお集まりいただく、それから波及効果が大きいという事業については、3年ルールというのをちょっと見直す方向も一つの考え方かなというふうに思っております。ここはもう少し町のほうとしてもその辺は詰めていきたいというふうに思っております。今ご案内の件ですね。3年で本当に成果が上がったイベントも結構ありますので、その辺はしっかりと我々としても受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まさにそういうことであって、設置の目的等は、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、参加と協働が、協働というのはともに働く、協力して働くということですね、協働が活発なまちづくりを推進するためにいろんな事業をやってくださいと、やるどころには補助しますよということなんですね。

これ3年やって、補助金が出るから3年やって、参加と協働が活発になるかといったら、ならないわけですね、継続してやっていくことに意味があるわけで。であるならば、3年で切るなら、そもそも3年だということが最初からうたわれていたのであれば、3年目は来年はないので、来年はどういうふうに継続していくつもりなのか一緒に相談しましょうよとかあってしかるべきだと思うんですけども、4年目だと思って知らずに出したら、審査にはかけられたけれども審査で落とされてということもあったわけですね、事例として。そうすると何のための補助金なのかよくわからなくなりますので、今おっしゃったように、補助金がなくなったから事業をやめようということでは意味がないわけで、もちろんその補助金に頼らない事業計画というのを立てていくのを促すということも必要だと思いますが、今のお話では見直していくということもあるようですので、それは現状の要綱を書きかえて、来年以降、ぜひそのような方向で取り組んでほしいなというふうに思います。

それからもう1点は、にぎわい創出のために、ハード、場所とか大事ですよという話、1点目でさせていただきました。いずれもやはり低地部に新しくつくるところなんですね。一方で高台に住宅地ができるわけです。そののにぎわいと言ったらなんでしょう、そこで大々的に商売をやるというのは都市計画の関係とかで難しいとは思いますが、やはり人が住むところですから、そこに閑静な住宅街であるということの枠をはみ出さない程度ににぎわいをつくっていくということも必要なのかなと思いますが、具体的にああしろ、こうしろというのはこの点に関してはちょっと私としてもアイデアとして持ち合わせてないんですけども、どのようにお考えか、町長、何か考えていることはありませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体にということではございませんが、ある意味今度は新しい団地が造成されてきて、そこに新しい方々がお集まりいただくと。そこで新しいコミュニティーを今度つくり上げていかなきゃいけない。そこでやはりシンボリック的なものを何か地域のコミュニティー醸成のためのそういったイベント等を含めてそこは考えていく必要があるだろうというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。その具体的に助成金がいいのか、例えば固定資産税の減免だとかそういう今までどおりというか、今までもあったような政策的なことがいいのか、もしくはシンボリックなという今お話がありましたので、何かそこでイベントなのか、寄り合いなのか、場所なのかわかりませんが、そういうものも考えていくということであるようです。

であれば、3点目のマンパワーというか、人もそこに参加すべきじゃないかなというふうに思うんです。今、お話、最初の質問のご答弁では、強制することはできないけれども、大事なことじゃないかなと思いますというような趣旨の発言だったかなと思うんですが、先般、きのうも一般質問ありまして、職員の皆さんのコミュニケーション能力の向上というものも考えたほうがいいのではないかとか、地域のミュージカル等の芸能活動というのも大事ではないですかというような、私、別に全然示し合わせたわけでも何でもありませんけれども、ほかの議員の方々もそういった地域でのイベントというものは大事にしたほうがいいんじゃないかなというようなこともありました。ですので、それ何も参加の方法というのはいろいろあると思うんです、裏方としてとかスタッフとしてということもありますが、来賓としてもそうですし、お客さんとしてもそうですし、行ってのぞいてみるということだけで何かその後

の職員としての働きにもフィードバックできることもあるかもしれません。

一つ、ここで一つだけ申し上げておきたいのは、今、派遣でいらっしやっている方々が100人ぐらいですか、いらっしやいますよね。そういった方々は自分の地元が別にあって、そこで例えばお祭りとかイベントとかを経験している方も多いので、そういったノウハウを例えばこちらに持ってきていただくとか、もしくは震災の派遣が終わって地元に戻られた後に、南三陸町にもう一度来ていただくとかという可能性を持っておられる方たちなのかなとも思うんですね。そういった方は、よく私もお祭り会場で会いますし、実際に、そういった方とは何か私も役場でお話しするときに話しやすいなとも思ったりもします。そういったところを見習うというか、一緒に考えていく必要があるのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、後藤議員もご承知だと思いますが、派遣でおいでをいただいている方々、自治体からおいでになっている方々なんですけど、ご案内のとおり、今、相互交流が大分進んできております。派遣でおいでいただいて、地元にお帰りになって、そしてそちらのほうでさまざまなイベントがある際に当町の物産を販売をしたいということでご案内をいただいて、うちの職員を含め、観光協会の職員も含めてそちらのほうにお邪魔して物産を販売すると。そしてまた、再度改めて久しぶりに会ったということでの交流を深めるということもやっておりますし、あとご承知のように、つい先日は新城のほうから手筒花火が来ていろいろご協力をいただいたということで、そういった相互交流が今後とも継続して行っていくということができればなおいいのかなというふうな思いがございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 3点目申し上げましたのは、町長もご存じだと思うんですけども、私よくイベントとかお祭り会場、いろんな場面に出没しておりまして、いろんな方とお話しする機会あるんです。そのときに、やはり町民の一つの感想として、なかなか役場の皆さん来てくれないねと、寂しいなという思いがあるんですよ。行ってみたらいいことありますよということはアピールさせていただきたいなということと、何ていうか、ただ、役場の人なんだから無理やりに行けばいいというもんでもないと思うんですよ。一緒に、私もおりますので、一緒にそのお祭りに参加していただければなと思いますから、私も別に役場職員だからとか、そうじゃないからとか、分け隔てなくいろんな方に町民として声をかけさせていただいたりとか、そういう活動は続けていきたいと思いますので、ひとつお含みおきください。

てご協力いただければなという思いがあったので質問させていただきました。

町のにぎわいをつくっていくのは、ちょうどこれから、震災から5年たって我々の任期としてはあと1年ぐらいになるのでしょうか、なります。その中で、毎回言ってますけれども、私、一般質問というのは一番最初に毎回やりますよと言って、きょうもあと3分ぐらいしかないですけれども、ずっと90分しゃべらせていただいて、この一般質問というのは非常に大事だと思っております。きょうも環境のこととにぎわい創出のことでいろいろ議論をさせていただきますので、引き続きこの内容を、例えば委員会の中でなのか、個人の議員の活動としての中なのかわかりませんが、継続して働きかけていきたいと思っておりますので、それは引き続きレスポンスというか、打ったら響く行政でいてほしいなというふうに思いますが、最後、町長、その辺含めていかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、後藤議員は余りご存じないと思いますが、昔の町のお祭りというのは基本的には行政が全て段取りしておりました。行政職員が全ての地区に出向いて、それぞれ段取りをしたりあるいはお手伝いをしたりということです。私が今望ましい姿だと思っているのは、今さまざまなイベントが開催をされておりますが、ほとんど民間の方々が主体になっております。私は、これはある意味南三陸町全体の底上げという観点から考えた場合に非常にいい形態で今動いているなというふうに、実は私はそう思って見ております。

その中で、今、後藤議員がおっしゃったように、役場職員ということではなくて一町民として、時間がある場合にそちらに出かけて行って、同じ思いを共有をするということが非常に大事だというふうに私は思っておりますので、実は前に出前トークでお話しいただいた際にも、その後帰ってきてから、役場の調整会議ですが、連調会議の中でその辺のお話は実はさせていただきます。そういうことで、少しずつでも職員の方々が皆さんと一体となって町を盛り上げていこうと、そういうふうな気持ちにこれからもしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつここはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告4番、菅原辰雄君。質問件名、風水害対策について。以上1件について一問一答方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に風水害対策について伺うものであります。

東日本大震災から5年半たち、防集団地用地整備も進み、既に入居した団地や、ようやく住宅建設が始まった団地と時間差はあるものの、先の見通しも立ったなという思いのきょうこのごろでございます。この先、まちびらきエリアの進捗とともに国道などの工事もスピードアップするものと大きな期待を寄せているものでもあります。

猛暑続きの夏、厳しい残暑の中にも夏から秋への変化を感じさせるのは、日増しに色合いも濃くなり、こうべも垂れた水田の風景であり、文字どおり実りの秋を迎えようとしておりました。

このような南三陸町でございますが、先日の強い台風10号の直撃を受けるのでは、直撃なら河川の氾濫、土砂災害などの甚大な被害が出ると予想、想像して台風の直撃回避を願ったのは私だけではないと思われます。幸いにして陸上では大きな被害もなかったものの、水産関係への被害が大いに心配される所でございます。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

このように今回の台風を初め全国各地で風水害が続発しております。当町でも台風などによる風水害発生が住民生活における不安材料の一つでもあり、減災への対策と災害時の対応について伺うものであります。具体には、大雨などでの避難判断基準と避難経路、避難所開設などについて、住民への周知は十分か、避難における誘導、避難所運営の必需品の備蓄の現状と課題、町管理河川の現状把握と洪水対策への考えと課題についてお伺いするものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員のご質問、風水害対策についてお答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問でございますが、避難判断基準等の住民への周知についてでございますが、近年の風水害対策につきましては、平成26年8月の広島市における土砂災害を受け、土砂災害防止法の改正等の法整備が図られたことによりまして、全国的に土砂災害への警戒避難を的確に行うことに重点を置き対策を図っている所でございます。

当町においても、土砂災害防止法改正後の平成27年2月に初めて土砂災害警戒区域等の指定を受け、現在では土砂災害警戒区域に25の区域が指定をされております。そのうち21の区域につきましては土砂災害特別警戒区域を含む指定となっております。

避難の発令は、地域防災計画に基づきまして、気象庁の発表する気象情報のほか、町の気象観測システムや前兆現象等を勘案して判断し、下位から避難準備情報、避難勧告、避難指示

と発令をするものであります。避難についての発令があった場合には、土砂災害警戒区域等を有する行政区の皆さんと協議し、土砂災害警戒区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき避難等を開始をしていただくということになります。

しかしながら、宮城県では県内全ての土砂災害危険箇所等の調査終了を平成31年度としておりまして、この調査が終了した区域から随時指定していくことから、当町の警戒避難体制についても土砂災害警戒区域等の指定の状況に応じ、区域間の調整を含め随時必要な見直しを行うことといたしております。

また、平成27年度より指定避難所、避難場所、津波浸水区域、土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを毎戸に配布し、住民皆様へ周知を図っており、今年度版のハザードマップにつきましては今月初めに毎戸に配布をしたところであります。

次に、2点目のご質問、避難所運営の必需品の備蓄についてであります。避難所運営に必要な防災資機材の備蓄につきましては、現在、指定避難所4カ所へ備蓄倉庫等の整備が完了しており、残りの指定避難所につきましては、住居再建や市街地整備の進捗状況等を勘案し、避難計画、災害備蓄計画等を作成し、防災資機材等の配備をしていく予定としております。また、地域の避難場所等につきましては、自主防災組織育成事業費補助金の交付により自主防災組織の育成と同時に防災資機材配備の支援をしているところであります。

最後に、3点目のご質問、町管理河川の現状把握と洪水対策への考えと課題についてお答えをさせていただきます。

当町は、隣接する市と分水嶺を境とする地形でございますので、降り注ぐ雨は当町の山、里、町を通り海に至ることになります。これらの雨水を導く町管理河川としましては、準用河川が3河川で2,110メートル、普通河川が55河川で6万1,330メートルとなっております。近年は台風の大規模化等により風水害の発生リスクが増加傾向にあり、町民皆様の不安材料の一つになっていると承知をいたしております。町管理の河川につきましては、随時パトロールを行い、異常の有無を確認するとともに、住民の方々からの情報をもとに修繕等を行っているところであります。

洪水対策としましては、河川の適正な流下断面を確保するとともに、周辺の土地利用を把握することが必要であると考えております。常日ごろから河川内における堆積土砂や阻害物等の把握に努めるとともに、必要に応じて河床整備等の工事を実施してまいりたいと思います。また、河川周辺における地形、地勢の変化によっても水の勢い等が変化することが予想されますので、そのような状況変化にも十分意を用いてまいりたいと考えております。

一方、河川の管理上の課題といたしましては、既存施設の老朽化対策及び施設整備等に係る費用負担があります。従前から河川の施設整備につきましては大雨等により被災した部分のみを国の災害復旧事業を活用し護岸等の施設を施工してきたところであり、また、堆積土砂等の撤去につきましては、通常は町の単独費で対応をいたしております。河川の管理につきましては、町民の安全で安心な生活を確保する上でも日常の管理が重要となることから、随時パトロール等を強化してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 7 分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番後藤清喜君より退席の申し出があり、これを許可しております。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろ町長より答弁をいただきました。長かったので、全部はメモし切れなかったのですが、質問において重複することが多々あるかと思っておりますけれども、その辺はご容赦いただきたいと思います。

それで、避難の判断基準ということで答弁をいただきました。その中で、答弁の中で土砂災害特別警戒区域ですか、そういうところのあれは当該の行政区長さんと相談してそういう避難とかそういうことを発令するというふうには私は捉えましたけれども、それはそれでいいんですけれども、緊急時の場合、町長、町として、例えば時間雨量でこれぐらいだと例えば土砂災害危険区域、ここはこれぐらいだと危険だから、それにはもちろん気象台の発表とか県の発表とかいろんなことを参考にしながらやると思うんですけれども、その辺の大まかな目安というのを持っておりましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つの目安ということでお話をさせていただきますと、基本的に大雨警報とかあるいは土砂災害警報が発表されますと、災害の発生が予想されるということになりますと1号配備ということになろうかというふうに思います。また、町の気象観測システムで1時間雨量、時間雨量ですね、30ミリを超えて終息する見込みがないというときについても当然これは避難準備情報の発令をするということになろうかというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。そういうことでありまして、実は私の住んでいる地域も含めまして土砂災害特別警戒区域があります。そこだと本当にどうなのかな、自分でどういうふうに判断したらいいのかと、これただ迷っております。これは多分私だけじゃなくて、多くの町民の方々がそうだと思うんです。

私の中で雨量として認識しているのは、昭和41年9月の台風26号による集中豪雨ありました。これは当時の発表では1日の雨量が224ミリ、これは夕方から朝にかけてですから、本当に今で言う時間雨量にすれば50ミリ、60ミリ降ったかもわかりませんが、それで我々の住んでいる入谷のほうでも各沢からの土砂が田んぼとか畑に流れてきて土砂災害、あるいは熊田橋のところちょっと決壊した。それで通称御前下のところも決壊して、廻館の中学校入り口も決壊しちゃった。そういう災害を私は念頭に置いてます。气象台発表とかいろんなことでやると、やはり200ミリとなったらこれは自然災害が発生するんだなという思いを持っていますので、それであえて今こういうことで聞いたわけでございます。

いろんなことであれですけども、それらを踏まえまして、今回10号台風の折に夜中10時過ぎですか、無線放送がありました。これはとてもいい判断をしたなと思ってました。ところがどっこい、次の日になって雨がなかなか降らない、これはしょうがないんですけども、これに懲りずに、こういうふうな発表は事前にやっていくのがいいのかなと、そんなふうに思っております。町長も発表して、いやいや、こんなじゃ大変だなと、そういうふうな思いはありましたか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前から町としての姿勢についてはこれ一貫して変わらないのは、空振りには恐れないということです。見逃しはだめと、空振りは許せるということです。ある意味事前に早目に警戒情報等含めて出すということから、町の姿勢としてはこれは一貫として変わってないということです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） こういう姿勢だからこそ我々の町では雨とかそういう被害もないのかなと。反面、今話題になっております岩手県のほうではそれがなかった、県の伝達があったにもかかわらず、それを町の執行部に上げなかった、誰が電話を受けたかわからない、そういう状況であるような報道がされております。そういう意味からして、我が町のこういう危機管理体制は、よそから見て、よかったのかなと、進んでいるのかなと、そんなふうに思っておるところであります。

そのような中にありまして、再度自分のところのあれで恐縮ですけれども、土砂災害特別警戒あるいは危険区域、そこに地区の避難所となる会館があります。となれば自然とよその入谷公民館とか入谷小学校体育館に避難をする手はずであろうかと思えますけれども、その辺の判断と情報伝達、これは今の時点で十分になっているかという点について伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、岩手の話が出ましたので、我々もちょっと反省といいますが、教訓としなければいけないと思っているのは、岩泉町のグループホームで多数の方々が犠牲になったということ。避難準備情報を出していたということは、これは多分ご承知のように、避難準備情報というのは避難に時間のかかる要援護者の方々については準備情報の段階で避難という方向の選択をしなければならないんですが、ここのグループホームの、テレビで拝見させていただきましたが、ここの責任者の方、避難準備情報という内容そのものの把握をしてなかったというふうなお話をしてございましたので、幾ら町のほうでそういった避難準備情報等を出しても、その受ける側、いわゆる町民側の方々がそこを十二分に理解をしていないということになりますと、避難おくれといえますか、こういった災害になるということですので、我々だけが知っていればいいということではなくて、しっかりと受け手側の町民の皆さん方もその辺を理解をするように、我々も周知方をしなければいけないのかなということも今回の岩手の状況を見て痛切に感じているところであります。これはこの辺はしっかりやりたいというふうに思っております。

それから、町民の皆さんに対する避難の放送等につきましては、従来どおり有線放送等を含めて情報の周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今の町長の答弁で、私はこういうのを含めて町民みんながこういう認識をしているかということでお伺いしたいと思ったんですが、今、町長のほうから、わからなかった、自分たちだけがわかったんではこれは本当だめなものです。

避難準備情報、おっしゃるとおり、事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものであると。要するに、町長おっしゃったように、例えばお年寄りや体の不自由な人が本当に準備をして態勢を整える。これまた私ごとですけれども、私も先ほど言いましたようにちょっとその面で臆病になってますので、今回初めて着がえとかそれを準備しました。リュックサックに入れました。これをみんながみんなやっているかわからないですけれども、大きなあれに水も準備しました。

だから、先ほど町長おっしゃいましたように、情報発信がおくれてはだめなんです。狼少年になってもいいんです、そういうふうにしてみんなで作るために。それには町長おっしゃいましたようにやはりそういう啓発活動、これを具体的に、私のほうは町長からそういう答弁が返ってくると思わないので、例えば区長会なり民生委員の会議なりでいろんなことで機会を捉えてそういう周知徹底を図ってますよという答弁が来ると思ったんですけども、自分たちだけでわかってるのはだめだということなので、じゃこれからそういういろんな会議とか学校も含めていろんなところでそういう周知に努めていくということによろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、担当、危機管理のほうですが、そちらのほうでは折に触れてそういった防災の意識づけ、これは町だけではなくて消防のほうもそういった活動を展開をしてございますので、そこで町民の皆さん方にいざというときの備えをしていただきたいということでお願いをしておりますし、今、リュックサックに準備をしたというお話ですが、地域防災計画も見直しをいたしまして、基本的には町民の皆さんあるいは企業の方々をお願いしているのは備蓄3日分ということでお願いをしているわけでございますので、東日本大震災を経験をいたしまして、そういった備蓄の関係の部分について公助の限界ということで我々は篤と痛感をしておりますので、町民皆さんは自助の意識というものもしっかり持っていただくということが大変肝要なことだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 全くそのとおりであります。そういう中であって、先ほど避難準備情報を早く出したということで、よかったんです。私どものところに限らず、例えば地区の避難所がやはりこういう川のそばとかこういうところでだめだと、それはいろんな意味で町と行政区長さんなりいろんなことで相談して決めていかなきゃだめと思うんですけども、ある意味その行政区の長なりその方々が判断する場合も出てくると思うんです。その辺はやはり町長、いろんな意味でそういう代表者の方と知識というか、そういう災害が発生するおそれがあるときの対応とか今後ために連携をとっていけばいいと思いますけれども、その辺のお考えをどうぞ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、町とすれば自主防災組織につきましては資機材購入の資金の手当てとか含めて、地域の皆さん方でとにかく、自分たちの地域はとにかく自分たちで守っていただきたいと、そういうような活動を推奨をいたしてございますし、この間台風

10号の際にも避難所5カ所設置をさせていただきましたが、その中で入谷公民館のほうに、さんさん館、あそこの近くがどうしても浸水被害が出るということで、あそこの地域の区長さんが率先してあの地域の方々を入谷公民館のほうに避難をしていただいたということもございまして、ある意味地域の区長さんあるいは責任者の方々がそれぞれの地域の危険箇所を理解をしていただいておりますので、こういう災害あるいは大雨等を含めてこういうことが想定される場合には事前にそういう動きを地域の方々と一緒にやっていたというふうのは、我々とすれば大変心強いというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 8区の行政区の話が出ました。あの発表というか、町では5カ所に21世帯の41名が避難したということで聞いておりますけれども、入谷公民館初め、あとはどの辺にどのぐらいの人数が避難したのか。やはり今言った入谷地域は川の氾濫がおっかなかった。その他の方々の判断した理由というか、内容、おわかりでしたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） まずもって避難の状況でありますけれども、最大避難者数につきましては、今、議員おっしゃったとおり5カ所で20世帯41人の方が今回台風10号においては避難していただきました。

避難所ごとに申し上げますと、ベイサイドアリーナが最大12人、戸倉中仮設集会所が2名、入谷公民館が19名、平成の森は1名でありました。それから、活性化センターいずみが12名というふうな内訳でありますけれども、地域をまたいで避難をされた方もいらっしゃるようですので、それぞれの各自のご判断だったというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今こういうふうに、私が21世帯と思っていたのは、これは20世帯の誤りですか。じゃ20世帯で41名、アリーナに12名。

誰がどこに避難したってこれは勝手なんですけれども、例えば私的に思いますと、津波で志津川の市街地も今住民が住んでない。いろんところで、急傾斜地とかそういうところに津波被害に遭わなかった方がおるんで、そういう方々が避難したのかな。そういうちょっと、どういう方が避難したのかなと、そんな思いをしてました。また、戸倉の仮設も多分氾濫とか土砂崩れの危険を感じて2名の方が避難したのか、その辺もうちょっと詳しくわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 旧戸倉中学校仮設につきましては、本来、町の指定の避難所、避難場所にはなっておりませんが、荒町地区が土砂災害警戒区域等に指定をされている関係で地域の皆さんと協議をした結果、旧戸倉中学校仮設の集会所を土砂災害等の場合の避難場所ということでご相談の上決定をさせていただきましたので、それに備えて開設をしたというような経緯がございます。

その具体の避難者の内容については、申しわけありませんが、今情報を持ち合わせておりません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、戸倉中学校の仮設、ここは談話室が避難所だと記憶しております、荒町の方2名。以前、荒町の方に、実は戸倉学校が避難所なただけけれども、ここから行くのに、荒町もそういう崖崩れ危険区域になってるんだよ、安心なのは若宮神社のすぐ近くとかその上のほうなんです、避難するときに、西戸も以前氾濫してます、折立だって氾濫のおそれがある、そういうところを通って行かなきゃいけないんでというお話をお聞きしました。その辺について、町長、基本的に早目早目の避難とか対応すればこれは全然問題ないんです、食料でも何でも。放送が出たらすぐ対応すればこれはすべからく丸くおさまるんですが、なかなかそういうふうにはいかないんで、あえてこういうふうに聞きますけれども、そういう地域の住民の声、例えばもっと上のほうにこういう避難所があればいいな、上は上でまた崖崩れとかさまざまな問題もあろうかと思いますが、そういう声もあるんですが、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にうちの町でも備蓄等についてはやっております。したがって、その備蓄を配備をするというのは指定避難所というところに配備をするわけでございますので、基本的にはやはり避難をしてその後に食事をするということも当然あるわけでございますので、そういったしっかり備蓄を用意している場所に避難をしていただくということが、時間が長くなってもそこに行ってもらえるということになりますので、基本的にはそういった指定避難所のほうに避難をしていただくということが一番なのかなというふうに思います。いずれ先ほど菅原議員もお話したように、町としては早目早目に出しておりますので、その早い時間に避難をしていただければ、今の懸念のようなことにはならないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、全く、私も言いましたけれども、早目早目に、これがなかなかできないんですね。例えば私のことを言いますと、私のうちのところは坂になっていて、一応町道で脇にU字溝がある。そこに雨が降るとごみが詰まるから時折見回りしなきゃだめなんだ。それが塞がったら今度それがあふれて土手などが崩れるとかそういうことも踏まえますと、なかなか避難情報が出た、勧告が出た、勧告が出ればこれはまた別ですけども、そういう地域住民としては、体一つで、そういう住宅に入っている方もまたやはりそれなりの別面で財産とか持ってる方にすればなかなか大変であろうかと思えます。そういうのも踏まえると早目早目の避難と片づけるわけにはいかないんで、そういうごく一部かと思うんですけども、そういう方への対応も考えていかなければいけないと思うんです。

そういうふうにして町の指定避難場所にはいろんな備蓄がある。そうすると、じゃどういう品物が備わってあるのかなど。何日か、例えば大した被害なければ次の朝すぐ帰れるとか何時間かで帰れる、それならそれでよろしいんですが、また以前みたいに1週間たっても孤立とかそういう状況も出てこないとも限らないので、こういう災害は最悪の場合も考えておかなきゃいけないんで、例えば毛布とか飲料水とかそういうふうな備蓄はある程度やっていると思うんですが、その状況等はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 食料に関しては4,200食分を確保して、これは基本的には小・中学生とか含めて子供たちの部分ということでの食料ということになりますが、あと発電機とか投光機とか、それから簡易トイレ、浄水装置など16種類のものを、これを資機材として装備をさせていただきます。また、毛布等につきましては、東日本大震災で頂戴したものが鱒淵小学校のほうに保管をさせていただきますので、毛布で2,000枚用意をしているということになりますし、それからトイレ関連、食器類あるいはマスクなども数万個用意しているということですので、これは備蓄としていざというときには配布することができるということになります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今、鱒淵小学校に備蓄していると言いましたよね。じゃ今回、避難情報を出したときに、それを準備する手だてを行ったんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと誤解していただきたいくないのは、避難準備情報とそれから避難警報、避難勧告それぞれケースが違いますので、その折々の対応を町がするということですので、すべからず最悪のことを想定してと言いますか、いわゆる避難指示の情報を町として

出したわけでもございませんので、避難指示の場合には当然事前にそういったものもやらざるを得ないということですが、今回我々が出したのは避難準備情報ということですので、準備情報の中で対応できるものは用意しているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、誤解はしてません。ただ、避難準備情報を出した。結果的には大雨にならなかったんですが、それだってそれは刻々と情報が変わっていくんですよ。それを勧告とかいろんな上の段階に行く段取りになって、これから鱒淵に行って持ってくるとか、そういうことではちょっと手おくれになるんじゃないですか。先ほどまでは、これは早目早目の対応でよかったなど、そういうふうに思っていましたんですが、今のあれで、これはやはり全部は無理としても、やはりもうちょっと身近なところに、例えばベイサイドアリーナの一角に置くとか、そういうことは考えてしかるべきと思うんです。でも、町長、震災前に私がそういうので聞いたときに、毛布は200枚、仮設トイレ1基という答弁をもらったことがあるので、それから見れば格段の進歩でございます。でも、万が一の対応としてはちょっと疑問が残るんですが、その辺、町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁漏れで大変失礼しました。2,000枚と大量に持っているのはそちらにあるということで、こちらの町内のほうにも毛布等については備蓄はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今回の避難者は41名だからいいんですが、くどいようですけども、毛布、今何枚ぐらいありますか。仮設トイレ等はどれぐらいありますか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 備蓄に関しましては、基本的には緊急性のないものは集中備蓄をすると、それから迅速に対応すべきものについては避難所に分散備蓄をするという基本的な考え方に立っておりますけれども、例えば毛布につきましては、若干補足をさせていただきますと志津川小学校に1,000枚ございます。それから志津川中学校に200枚、それから歌津中学校に600枚、平成の森に200枚ほど配備してございます。

先般の台風10号の際にも、避難者の状況に合わせて毛布であったり、あと食料についてもすぐに移動させたものもございまして、その次の段階としての対応についても準備をしたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。そういうのがあればいいんです。町長、最初からそういうふうに言ってくれれば、私何もそんなにあれしなかったんですけども、町長、よろしくお願いしますよ、そういう点で。わかりました。

いろいろな意味で情報は危機管理のほうでも折につけていろいろなことで周知を図っていく、あるいは防災無線で行く、町の広報でやる。何回も言いますけれども、周知ということで、この間の台風前、9月1日ですか、そこに町の防災マップ、これいいタイミングだなと、これよりいいタイミングはなかったなと、そんなふうに思っていました。これからもそういうふうなことで、住民、安心安全に暮らせるようなまちづくりのために頑張ってくださいほしいと思います。

その中で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、我々入谷に住んでいると、やはり土砂災害、川の氾濫とかいろいろな災害に遭うのを何とか認識というか、ある程度の覚悟をしております。その中で、今度防災集団移転事業で20団地28カ所できましたよね。そこは私から見ればすごく安心安全で、災害には縁がないと言ったらちょっと語弊がありますがけれども、皆さん被災前に住んでいたところに比べれば数段安全なところだと思います。そのときに、例えば町全体に避難情報なりいろいろな情報が発せられますけれども、今回の防集でそこに住んでいる皆さんは、そういう洪水とか大雨、その心配はないものと私はそういう認識してきますけれども、例えば心配あるというのであれば、のり面が崩落するとか出入り口が塞がるとかそういうことも考えられますけれども、通常の台風のあれでは被害は出ないものと私は考えますけれども、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、お話のように土砂災害が警戒される、心配されるという部分あると思いますが、例えば震災前ですとよく我々対応したのが病院裏とかああいう低地の部分で、ポンプアップをしなければいけないとかという、そういう作業をずっと雨の際にやっておりました。そういうことを考えれば、ある意味安心してはだめなんです、安全という部分については手に入れることができたのかなというふうには認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長からそういう答弁をもらって、多くの方も安心だと思うんですけども、設計上、じゃ24時間雨量でどれぐらいだったら大丈夫だとか、そういうのって示すことができますか、町長。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そこまでは今わからないと思うんですけども、やはりそういうので国のお金を使ってやるので、ある程度のそれはあると思うんです、現に調整池とかいろんな設置もいろんな基準の中でありますので。多分、先ほども言いましたけれども、町内で一番安心して安全に暮らせる地区だと思います、特に今回の防災集団移転事業でやったところはね。そういうふうなことで、町民皆さんも安心して生活ができるかと思います。

いろいろ聞いてきました。周知のほうもこれからもいろいろやっていただけるということで、わかりました。

それでは、2つ目の避難における誘導、避難所運営、この備蓄は今ちょっとお話ししましたけれども、避難における誘導等についてお伺いをいたします。

何回も言いますけれども、これは自分の責任で避難路の確保とかいろんなことは自分でやりなさいということでありますけれども、そのときによって、その状況に応じて、これまで見ておいたところが増える、例えば倒木で通れない、増水で通れない、土砂崩れで通れない、避難所に向かったけれどもどうしようもないというようなこともまま心配されますけれども、そういうときの情報収集とか、そういう対応への体制づくりは成ってるんでしょうか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 町のほうで特段避難経路について指定をしてはございません。指定をしている部分については、土砂災害警戒区域等の部分についてはこのルートを利用して避難してくださいというようなことで地域の皆さんと取り決めをしておりますけれども、避難経路の考え方としては、基本的には十分な幅員があることであったり、万一に備えた複数路の確保ができるという部分であったり、あとは危険なエリアを通過しないということが基本になろうかと思っておりますので、そういった中で住民の皆さんには避難をいただくことになろうと思っております。

また、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、ハザードマップ、防災マップのほうを昨年度配布いたしました。今年度も今月、各区長さんを通じて配布させていただいておりますし、今後、将来において土砂災害の危険区域等が順次指定されていく可能性がありますことから、毎年度これらの情報も更新をしながら住民の皆さんには情報の提供をしていくということで、避難方法についての確保をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君）　そういう指定区域ではいろいろ避難路とかのあれも相談しているということによろしいですね。

これまた私ごとになりますけれども、入谷中学校なり入谷公民館に行くなりすればルートは2つあります。ただ、倒木で、建設課長なんか篤とご存じのとおり、ちょっとあれすると枯れた松の木が倒れたり、そういう倒木のために通行できなかつたり、先ほど言いましたように、避難しなきゃいけないという状況になりますと川もかなりおっかなくなる、橋もかなり危険だ。大回りすれば先ほど自主的に避難した地区の橋を通らなきゃだめだとかいろんな課題があるんですけれども、それもすべからく自主的に判断してやりなさいということでのかな。

何か例えば役場、建設課の方々でもいろんなことで道路等の調査等も歩くと思うので、あとはいざ有事というときには大きな力を発揮するのが消防団員でありますし、でもそういう体制づくり、こういう配備、先ほど町長は1号配備と言いましたけれども、それもいろんな配備ありますけれども、何号何号となって、こうなったらこういうんだと、そういう体制づくりとかそういうのは一切ないというんですか。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　基本的に、菅原議員、今いろいろお話ししてございますが、いわゆる避難所の設置の問題とか、それからあるいは備蓄の問題とかあるいは避難所に向かう経路の問題とか含めて、それは平時から我々としては取り組んでございます。篤と身にしみてわかっていると思いますが、発災直後というのはこれは基本的には自助以外に何もものもございません。例えば情報収集するにしましても、基本的に役場職員もそういった場所に出すということについてはこれは危険を伴いますので、そこは避けなければいけませんので、それぞれの南三陸町内それぞれの地域地域でさまざまな災害が発生した場合に、まずは地域の方々で守っていただくということが大前提だというふうに私は思います。

○議長（星　喜美男君）　菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君）　わかりました。私は、今、発災、土砂崩れも倒木も災害発生したということに捉えれば発災直後という言葉は適切かとは思いますが、私は避難の情報の段階でいろんなことが考えられるんじゃないかということでお話ししました。でも、すべからくそういう体制づくりというのは必要だと思うし、あると思うんです。こういうふうな大雨警報が出たときにはこういうふうなところで回るとか、もしなかったとしても地区の消防団員の方々は赤色灯を回して鐘を鳴らしてそういう見回りもやっております。ですから、これも

すべからく自分の身を守るのは大前提です。まず自分の身を顧みないで何とか当たってくれという話じゃないんです。まずはそういう状況下、避難をするときにそういうのであったら大変だから、事前のそういう調査なり巡回で得た情報を対策本部なりに無線なり電話なりでそういう方法を持っているかということでございますので、もうちょっと手前の話でございますので。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、菅原議員も地域防災計画をごらんになっていると思いますが、その中におきましては、それぞれの当該地区の消防団員等がその地区の見回り等を含めてやっていただくということもございますし、それからあとは行政、町もそうですが、警察、消防署、それから自主防の組織、それから交通指導隊、こういった方々が連携をして行うということに地域防災計画の中で明確にうたっておりますので、事前にそういった計画等をお読みいただければ、いざというときにどのような行動をとる、あるいはどういうふうな連携をとるといったことについてはごらんいただくと大体わかると思いますが、ただそれがすべからく町民の皆さんがわかるかということになりますと、そうでない部分もあろうかと思っておりますので、その辺の周知方については町としてもやりたいということです。

余り細部について入っていくと、なかなかこの問題は非常に難しい問題でございますので。それぞれの地域地域のいわゆる事情がございます。それから土地の形状等の問題もありますし、川の問題もあります。さまざまな問題がございますので、一番詳しく知っているのは地域の方々で、この地域でどこが一番危険なのかということを含めてご理解いただいているのが地域の方々ですので、先ほど来繰り返しお話ししますが、自主防の方々、自主防災組織の方々と一緒に地域の皆さんといざというときにどう対応しなきゃいけないのかということについてご議論あるいはいろんな意見交換をしていただくということがベストなんだろうと、平時からやっていただくのはそういうことだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、全くそのとおりなんです。だから、そういう計画があったって、それを町民それぞれがわからないでしょう。それをみんなでわかっていたくためにあえてここでお話をさせていただいております。これも結構な周知の方法だと思うんです。

そういうふうな中で、平時から云々と言いましたけれども、もちろんそれは平時から我々を含め多くの方々が検証しております。ただ、そういう災害の危険が迫っているときにはそういう方々の知恵とかいろんなことで体制をつくっておくのも一つだなど、そういう思いで

ざいます。一番の目当ては、そういう町の町長の考えとかそれを皆さんに知らしめる方法として、今、町長の口から述べていただいたわけでございます。

そういうことを含めまして、実はもうちょっとやりますので。

各地域のいろんなところに、先ほど町長、避難のしにくい人とかが避難準備をして早目に避難をする。そういう趣旨からして、例えば各地区にひとり暮らしのお年寄りとか要支援者といえますか、誰かの手をかりなければ容易に避難できないとか車がないとかそういう方々もおりますので、町としてそういう方々への対応、例えばもう既に行政区長としてそういう体制をつくっているとか、社協のほうでもいろんなことでそういう把握しているから、その組織とかいろんなことを活用してやるんだよと、そういう体制づくりが成っていればいいんですけれども、老婆心ながらあえてここで伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 要援護者の台帳については保健福祉課のほうでそろえてございますので、人数的には332名の方々が登録ということになっておりますので、あとはその対応の仕方ということについては保健福祉課のほうから、課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 要援護者につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり現在332名の登録をいただいております。災害時においてこの332名を町の職員で全部安否を確認するということは非常に困難でございますので、この方々には民生委員、行政区長さん等を通じて登録をしていただいておりますので、そういった連絡員なりその安否をちゃんと確認する方を地域に確保しているという状況でございますので、町からその民生委員さんなり行政区長さんを通じてその方々の安否を確認するといった体制をとっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私もさっき言いましたように、区長とか民生委員とか安否の確認をする。安否の確認をして、じゃ次、この地域は避難しなきゃいけない、そういうときの対応もあわせてお持ち合わせかどうか伺います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 要援護者の方々につきましても、広く一般の避難所と同様に、この地域はここが避難所ですというような連絡はしてございますので、当然に1人でそこに移動できることもまず無理なのでそういった登録をしていただいているところでございます。

ので、そういった方々の協力をいただきながら避難をしていただくと。そういったためにも、先ほど来申しております避難準備情報が出た段階からそういった方々には避難の準備または各避難所に避難をしていただくということが大切だろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 区長とか民生委員に安否確認、それであると避難情報が発せられた場合には避難をする、そういうことができているということでもあります。

ちなみに、先日、こういう実際出ました。そのときどのような対応がなされたか、わかっている範囲でよろしいですのでお答えください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今回の避難につきましては、深夜ということもありますし、第1号配備といった状況でございまして、第1号配備では当課の参集はない状況でしたが、そういった中でもちょっと心配なので、私は一旦夜中に一応役場に出勤をいたしました。その中で一旦帰ってよろしいと、あしたの朝こういう体制をとりましょうということで、明朝に確認をしたといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そういうことでしょうか。実は、ある行政区では区長さんが先頭に立って実際避難してました。多分今回のあれのときには川の氾濫とかなんとか心配ないところの方が多かったのかと思いますけれども、たとえ1号配備であれそういう実態があるにもかかわらず、時間のかかる要支援者に対してもうちょっと、空振りになってもいいんですから、無駄になってもいいんですから、できるような体制、例えば区長さんに、こういうことでどうでしたか、民生委員さんに、こうだったんですけれどもどうでしたか、そういう。安否確認したと聞いてますけれども、そういうもう一步踏み込んだ対応、体制をつくっていかないと、なかなか要支援者が避難をして人的災害を未然に防ぐということに対しては若干の疑念が生じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今回のような初めての台風が東北方面から上陸するというふうな情報でございましたし、どのような被害が起きるかわからないといった想定の中でございましたので、このような対応になりましたが、こういったことも反省をしながら、随時見直しが必要な部分は見直していくといったことが必要であろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一律にお考えになると確かにお話のとおりかもしれませんが、災害というのはご案内のとおりケース・バイ・ケースです。深夜に災害が起きた場合に、では要援護者の方々、大事でございます。しかしながら、危険を承知でそこに人を派遣する、これは東日本大震災でもご承知のように消防団員の方々、警察の方々、そういった方々が最後まで自分たちの任務遂行のために命をなげうってしまった。これは反省材料です。したがって、我々は一律に全てに昼間でも夜でも夜中でもそこに向かって助けろという思いは持ちます。しかしながら、そういう体制はそれぞれの折々によって違うということだけのご理解いただかないと、これは本当に、助けに行った人が命を失ってしまうということになったらこれは正直言って元も子もないと、私はそう思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） だから、町長、私は、町長はそういうふうにつえられたかもしれませんが、私も、私は、今、夜とか、みずからの命を顧みずと、それは先ほども言いましたように、そこまで私は言うておりません。ただ、今回の対応に対して言うてるんで、それを全部すべからくこうだというふうな捉え方をされたんであれば私の聞き方が悪かったんだろうと、そういうふうなことで私は思います。

そういうことで、いろいろ区長さん、民生委員さんを通して安否確認をやった、あとはやるとかさまざまな対応がなされておる。今回の対応のいいところはそれ以上に、今回もうちょっとこうだったなというところは反省の上しっかりとした対応ができるような体制、考えを持っていただきたいと、思います。これで②番としてこれを終わらせていただきます。

町管理河川の現状把握と洪水対策の考え、先ほどいろいろ住民から情報を提供していただいて、河床の掘削とかいろんな整備をやっているという答弁をいただきました。それで、現時点で例えば町としてこういうところが洪水の危険があるんだとかそういう認識がございましたらお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、これまで被害を、大きな被害まで達しなくても、いずれ小規模な被害を受けたところ、それから町長答弁したとおり土砂の堆積がある箇所になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 入谷の河川は河床の整備とかいろんなことをしていただいて、災害を未然に防ぐという努力はしてもらっていることは承知しております。私、よそのことを余り存

じ上げないで何だかんだ言うのも申しわけないですけれども、今回の津波被災により沿岸部の中小河川もある程度の整備は進むものと思います、河川堤防とかいろんな面で。あとは下流のほうは県管理、上流が町管理ということでありますと一応範囲は狭くなります。急な曲がりがあるから、急激に狭くなるから、そういうところは多々ありますけれども、河川敷がどこまでなのか、個人の土地がどこまでか、さまざまいろいろありましようけれども、そういうのも含めて、長い目で見れば災害を未然に防ぐものだと思います。

そのような中で、以前から言っておりますところの秋目川地区のある箇所はヨシが生い茂って堆積物が大変で、多分ことしか来年あたりはあの辺も手をつけるのかなと、そういうふうに思ってますが、町長、そういうふうなことでいかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 場所等についてはどこの場所か今のお話ではちょっと存じ上げませんが、いずれ基本的には土砂堆積等の問題については徐々に徐々に我々としてもその除去に努めておりますので、今どこの場所かわかりませんが、いずれそれも進んでいくんだらうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 記録的な大雨になれば、どこにいても危険なのは承知しております。ただ、こんなところで町として考えていただきたいのは、山林の荒廃による倒木等が大雨によってこれまで流れてこなかったのが流れてきて、それをせきとめて、そこで氾濫すると、これも多々考えられますので、これは建設課とかだけじゃなくて、いろんな産業振興課とかさまざまな分野で横断的な考えを持って取り組んでいけば、大きい目で見れば災害を未然に防ぐものだと私はそういうふうに思ってますけれども、町長、そうですね。

それで、町としては、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、市街地が高台移転したので、以前のように市街地が水没するとか、例えば八幡川だって今度は河川堤防が高くなるのでそういう心配はなくなってきました。ですから、余計今度は、県管理のことはお金がそっちから来るんですが、町管理になればお金の出どころもさまざま大変でしょうけれども、やはりみんなが安心して安全に暮らせるまちづくりのために皆さんで知恵を出し合っていたきたいと思いますが、町長、その辺の考えをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 災害の要因になるものを一つ一つ取り除くということは、これは行政の役割でございますので、菅原議員、入谷のお話ばかりしていますが、そうでなくて、戸倉

地区もそうですし、歌津地区もそうですが、そういった要因を取り除くということが我々の与えられた責務だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告5番、小野寺久幸君。質問件名、1、女川原発再稼働について。2、高齢者対策について。以上2件について一問一答方式による小野寺久幸君の登壇発言を許します。4番小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許しを得ましたので、壇上から質問したいと思います。質問は2件です。

1つは、女川原発の再稼働について、今、原発で行われております安全対策、それから安全協定の見直しについてお伺いしたいと思います。

それから、2件目は、高齢者対策、特にシルバー人材センターについてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 1件目だけやってください。

○4番（小野寺久幸君） 壇上からの質問は1件目だけですね。

1件目の質問を行いたいと思います。

来年4月以降の再稼働を目指して準備が進められております東北電力女川原子力発電所の再稼働について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

東日本大震災の後、全て停止していた日本の原子力発電所が再稼働に向けて動き出しております。国内54基ある原発のうち26基が新規制基準申請を行い、7基が合格とされて、昨年8月には九州の川内原発が再稼働し、ことし1月には関西電力高浜原発が再稼働しました。先月には愛媛県の伊方原発が再稼働をしました。一方、日本の原子力発電の根幹を担うはずだった高速増殖炉もんじゅは、事故や運営体制の問題で行き詰まっております。原発で生成される使用済みの燃料や廃棄物の処理も見通しが立っておりません。高浜原発は、裁判所の仮

処分決定により現在は停止しており、川内原発については先ほど県知事が熊本地震の影響を考慮して川内原発を停止して、施設の点検と避難計画の見直しを行うとして停止して再点検をするよう求めています。

東日本大震災で地震、津波による大きな被害を受けて、取水路からの浸水により8台のうち2台の非常用電源が使用不能になり、また地震で5系統あった外部電源のうち4系統の電源喪失という、あわや大惨事という危機にあった女川原発も再稼働に向けて大規模な災害や犯罪に対する対策を進めています。震災時、たまたま比較的潮位が低かったこと、女川湾のほかの場所に比べ発電所を襲った津波が13メートルと低かったこと、当初は3メートルと設計され、その後14.8メートルと大きく上げられたそうですが、1メートルの地盤沈下で13.8メートルとなったところに津波があとわずか80センチのところにとまったことなど幾つかの幸運で重大事故には至らなかったことなど、改めて背筋の寒い思いがします。

現在、女川原発で進められております高さ29メートルの巨大な防潮堤や非常用電源、冷却水の貯水池など今進められている安全対策について、町長のお考えをお伺いして、壇上からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員のご質問、女川原発の再稼働についてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目、それから2点目とも関係するご質問としますので、一括してのご答弁にさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

現在の東北電力女川原子力発電所の発電施設の状況については、東日本大震災直後に自動停止、その後冷温停止の状態となっており、また燃料につきましても全燃料を使用済み燃料プールに保管している状態となっております。

東北電力では、女川原子力発電所2号機の再稼働に向けて平成25年12月に原子力規制委員会へ適合性審査を申請し、8月末までに延べ79回の新規制基準適合性に係る審査会合を行い、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、安全対策等を大幅に改正された新規制基準への適合を目指しているところであります。また、東北電力女川原子力発電所では、今ご指摘のように、津波対策のための海拔約29メートルの防潮堤建設や冷却機能確保のための淡水貯水槽の設置など、さらなる安全性向上に取り組んでいるところであります。

これらの安全対策や適合性審査の状況については、2点目のご質問でございます安全協定に基づき随時東北電力株式会社から町に報告をされておまして、6月には宮城県原子力発電

所立地自治体である女川町、石巻市、UPZ自治体であります2市3町が合同で女川原子力発電所への立入調査を行ったところであります。

女川原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定については、原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域に係る自治体住民の安全を確保することを目的として平成27年4月にUPZ自治体2市3町と東北電力株式会社との間で締結したものであり、女川原子力発電所の保守運営に係る関係法令等の遵守や積極的な情報の公開、異常時の通報・連絡、立入調査のほか、女川原子力発電所の運転等による損害の賠償などについて定めたものであります。さらに、この協定にあわせ、UPZ自治体と宮城県において女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に係る覚書を取り交わしており、この覚書により県が女川原子力発電所施設の新増設等の協議に関し東北電力株式会社に回答する際にUPZ自治体の意向等を反映させることが可能となります。

町と東北電力株式会社は、この協定書に基づき住民の安全確保に努めるものであり、県及びUPZ自治体2市3町が協力し原子力防災を推進するためにも、現時点での安全協定の見直しについては必要ないものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今回もですけれども、質問項目が余り多くありませんので、少し長い話をさせていただき、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

ご存じとは思いますが、原子力発電というのは、放射性物質が崩壊するときに出る大きなエネルギーで水を沸騰させ、その蒸気で発電機のタービンを回しております。原発は原爆と違って制御棒と水で冷やすことで核分裂の速度をコントロールしてエネルギーを少しずつ取り出して利用しております。その冷却機能が失われたとき燃料が高温になり、溶けて原子炉を破壊し、大きな事故になります。そのために大量の冷却水が必要で、ほとんどが海のそばにつくられております。原発の設置場所は、一定の距離内に人が住んでいないこと、その周辺は人口密度が低い場所が選ばれているそうです。事故を最初から想定していると思われまして、アメリカなどでは事故が起こることを前提として避難計画の策定が再稼働の要件になっております。

一般的な原子炉の発電出力は約100万キロワットだそうです。原子炉から発生する熱はおおよそ300万キロワットになるということです。ですから、発生するエネルギーのうち電気になるのは約3分の1だけで、その多くは冷却装置を通して海に温排水として捨てられてしまいます。その温度差は約7度になるということで、稼働すれば、常時その水、つまり温排水が海

に流れ込むということで、生態系への影響も懸念されております。ある専門家は「あれは発電所ではなく、巨大な海を温める装置だ」とやゆする人もおります。

女川原発の電気出力は、1号機が52万4,000キロワット、2号機、3号機がそれぞれ82万5,000キロワットであります。捨てられる熱が約400万キロワットになる計算になります。

原発は地球温暖化を進めるCO₂を出さないとはいいますが、建設や廃炉、燃料発掘のときはCO₂を発生しますし、発電と送電、電気を使ったときにはその多くは熱になり、海水や大気を温めていることには変わりないと思います。多くの原発は電気の消費地から遠く、送電ロスも発生します。つまり空気を温めているわけです。しかも、原子力はとまっても核燃料は外部からの電気を使って冷やし続けなければなりません。

安全対策の技術的な面についての判断は難しいと思いますけれども、原子炉の安全対策は燃料の冷却にかかっているということが言えます。女川原発では、先ほど町長がおっしゃいましたようにさまざまな安全対策が行われておりますが、炉心溶融が起きたときのデブリ、溶けた燃料をデブリと言うそうですけれども、それを受け取るヨーロッパや中国で導入されているコアキャッチャーが設置されていないこと、事故で発生すると思われる汚染水対策などの重大事故への備えが不十分との指摘もあります。

原子力規制委員会は、東日本大震災による福島第一原発の事故を踏まえて新しい規制基準を作成して、現在女川でもそれに従って審査が進められているということです。新しい基準の中にはフィルターつきベント設備の設置が義務づけられました。それはシビアアクシデントで格納容器が破損しないよう容器内の気体をフィルターを通して外に逃がすというもので、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどを1000分の1以下にするということです。フィルターでも除去できないものがあることや、効果への疑問も言われております。新規制基準は世界最高水準の安全レベルを目指したと言われておりますが、原子力規制委員会では基準について「新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものです。しかし、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません」としております。

夢のエネルギー、平和利用ということで原子力にかかわってきた専門家の中にもその危険性を告白している人もいます。今、多くの専門家も安全神話という言葉を使って「安全はあり得ない」と言っており、事故の可能性を指摘しております。ですから避難計画がつくられ、避難訓練が行われているわけです。避難計画は再稼働を前にして一応つくられたようですが、実効性のある計画の策定に苦慮しており、検証と見直しの必要があると思われま

女川原発では、平成26年に1号機、2号機、3号機について、存在しない部位の記録など

4,600カ所余りの点検記録の不備が発覚しました。

先日9月3日付の新聞によりますと、フランスの原発で日本メーカーが製造した圧力容器に強度不足の疑いがあるということです。問題のメーカーが製造した格納容器は、稼働中の九州の川内原発を含め国内8原発、13基の原子炉でも使用されているということです。女川原発ではこのメーカーのものは使用していないということですが、これはほかのメーカーだから大丈夫ということではなく、ほかのメーカーは大丈夫なのだろうかという疑問になると思います。事故対策も大切ですが、機器本体、格納容器という原子炉の心臓部の安全性に疑問があるということは、原発そのものについての信頼性について大きな疑問があるということだと思いますが、どのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろお話を頂戴いたしました。ご案内のとおり東日本大震災で東京電力原子力発電所がああいう事故を起こしたということで、基本的に絶対に安全という言葉はないということは証明されたと思います。まさしく安全神話が崩れたんだろうというふうに思います。

しかしながら、今いろいろございましたように、この原子力にかかわる方々、東京電力の反省を踏まえて、先ほど来お話ありますように、新しい規制基準を設けて、そして原子力規制委員会の中で先ほどお話あったように世界で最も厳しい基準をいかにクリアするかということについていろいろ審査を行っているという状況でございますので、そこは一つ、小野寺議員もお話しのとおりのご理解のことというふうに思います。

震災以降に、多分ご承知だと思いますが、ドイツが脱原発というお話、方向性ということがありますが、ただ基本的に、ではドイツがなぜエネルギーがあるのかということになりますと、ドイツはヨーロッパで陸続きでございます。ご承知のように電力の輸入が可能です。したがって、そういった、いざドイツ国内での脱原発をしてもある意味エネルギーの供給については可能だという現実があります。反面、日本はこういった島国でありますので、そういった電力が必要なエネルギー部分を果たしてどこから調達をするのかということを含めて、総合的にこのエネルギーの問題というのは国として責任を持ってこれは考えていくものだというふうに私は思っております。

したがって、さまざまな問題を抱えながらも、果たしてそういった基準にいかにクリアして再稼働するのかということについては、多分十分に審査が行われ、慎重にこの辺の取り扱いというものが行われていくものだろうと私は認識をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、エネルギー問題という話になりましたのでちょっとお話をしたいと思うんですけれども、よく言われていることは、震災後の原発がずっととまっても電気は間に合っただけじゃないのという話があります。それも一つだと思います。それとやはり原発事故を反省した上で、脱原発あるいは代替エネルギーあるいは再生可能エネルギー、その模索が続けられております。そして、先ほどお話ししましたように、原発は発生する熱の約3分の1、33%しか電気になりません。ほかのエネルギーですと火力などでも50%、あるいはさらに新しい発電装置では80%ぐらいの発電ができるということも言われておりますので、やはり本当に大震災で経験した思いを忘れないで、今こそがこの原子力についてみんなで考えるべきだと思います。そして、その考えは今全国に広がっているのが現状だと思います。そして、いろいろ選挙などでも争点にはなってますけれども、なかなか一番の争点にはなりにくいところもありまして、それからいろいろ言われても、じゃエネルギーどうするの、電気どうするの、我々の生活どうするのという話になってしまいます。そこはやはり根本的なところを考えるのが政治だと思います。これは民間の電力会社とかそういうところに任せおける問題ではないと思います。その点についてもう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、この東日本大震災を受けて、これまではある意味立地町だけの問題ということでしたが、それを受けて、この震災を受けて、UPZということで2市3町それぞれの首長が2年間にわたってこの問題について議論を積み重ねてまいりました。そういった中において一定の方向性として協定書を結ばさせていただいたという経緯がございます。

したがって、私どもただ単に漫然といわゆる対岸の火事といえますか、そういう思いでこの問題について議論してきたわけではなくて、しっかりと自分たちの身近な問題という形の中で我々としてはこれまでも議論を重ねてまいりました。その結果として我々が東北電力と協定を結んだと。そしてまたあわせて、宮城県も中に入って覚書を締結をしたということですので、そういった思いを持ちながら我々としてもこれまで取り組んできたということだけのご理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この問題はいろんな問題がありますがけれども、今回質問したのは安全対策と安全協定についてですので、安全協定についてちょっとお伺いしたいと思います。

宮城県は、東京電力福島第一原発事故の少なくない影響を受けた地域であります。原発の再稼働に対して関心は少なくないと思います。県内では県議会を初め多くの地域で原発の再稼働についての反対の運動も起きております。いまだに風評被害に悩まされていることもあり、人口減少が言われる中、大きな不安要因があることは、特に子育て世代に敬遠されることにもつながりかねません。

安全協定は、県と女川町、石巻市の立地市町とUPZ5市町ではその内容に差があります。特に県と立地市町との間で締結されている女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の第12条では「乙、つまり東北電力は原子炉施設及びこれに関連する施設等を新增設しようとするときまたは変更しようとするときは、事前に、甲、つまり県と女川、石巻市に協議して了解を得るものとする」となっております。住民にとっての大きな問題である原発の設備変更時の事前了解、つまり再稼働への拒否権のない安全協定が十分な議論がされないまま締結されたことも問題として指摘されております。県との覚書で意見表明が担保されているという受け取り方もありますけれども、町の考えが反映される保証もなく、拒否権がないことには変わりはないと思います。県の施設立入調査への同行と県を通じた意見陳述にとどまっております。しかも「事前に宮城県の了解を得た上で」となっております。事故の際に被害を受ける住民の安全安心に責任のある自治体の長が、原発の再稼働に関して直接意見を言う権限がないということは非常に不合理なことだと思います。影響を受けるとされる宮城県内の全自治体に広げるべきという意見もあります。

町として、設備変更時の事前了解、つまり再稼働についての拒否権を持つよう、再稼働が決定される前に安全協定を見直すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 小野寺議員の意見はご意見でございますので、それは受けとめさせていただきますが、反論するつもりはございませんが、基本的に我々2市3町におきましての首長会議、2年間積み重ねてまいりました。そういった中で、UPZ圏域の首長たちがそれぞれの地域の方々の安全を守るという観点の中で、これで最終決着しようということでお互いに理解をし合いながら協定を結んだ内容でございますので、小野寺議員の考え方と違うかもしれませんが、基本的にはそういう積み重ねを踏まえて我々としては最終的な協定を結んだということでございますので、そこはひとつご理解をいただくしかないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その点については、私と町長の考え方というよりは、やはり2市5町の長、自治体の長の方々と一般の人たちの考え方のずれではないかと私は思います。

私たちは、この場所だけじゃなくて、南三陸町だけじゃなくて、ほかの自治体の市長ともお話し合いをしております。これからも続けていきたいと思っております。その中で、いわゆる再稼働についての拒否権についての考えをお伺いしていきたいと思っております。

もう1点、政府は、規制基準に合格した原発の再稼働を認めるとしております。先ほども言いましたけれども、規制委員会の田中委員長は「規制委員会が審査をしているのは施設が新基準に適合しているかどうかで、安全性を保証するものではない」としております。事故が起きたときの避難計画などについては対象外としております。ですから、避難計画の妥当性は規制委員会では審査は行われません。先ほども言いましたが、アメリカでは事故を前提として避難計画の策定などを再稼働の前提としております。

事故が発生して避難が必要な事態になったときに、誰がどのように責任をとるのか。そもそも責任などとれることではないと思います。原発は、事故による影響の大きさを考えると絶対に事故を起こしてはなりません。絶対の安全性はなく、重大事故の可能性は否定できないというのが多くの関係者の考えです。各種の世論調査でも国民の6割から7割が再稼働に否定的な考えを示しております。

核燃料が存在する限り安全はあり得ないというのが私たちの思いです。絶対の安全性が確保されない以上、再稼働をすべきではないと考えております。原子力事故に対する避難計画や避難訓練の必要がなくなり、余計な苦勞と不安が解消されたらどんなにいいことかと思いません。別のエネルギーを考える楽しみもあると思います。原子力発電には生成されるプルトニウムの軍事転用や廃棄物の処理が大きな問題として残されております。

ここで、けさほどの新聞なんですけれども、日本学術会議というところでインターネットを用いたシンポジウムを行ったそうです。そこで会議が始まる前と後でのアンケートをとったそうですけれども、始まる前は「どちらかという将来的には原発依存はゼロにすべきだが、当分は温存すべきだ」というのが多かったそうです。だが、討論が終わった後のアンケートではそれが逆転したということです。日本学術会議ですから専門家の集まりだと思います。そういうところで話し合いをして、原発への危険性、原発依存から脱却すべきだという意見が多くなっているということです。

質問の最後になります。

午前中も環境問題についての議論がありましたけれども、守ってきた、つくってきた、これ

からつくっていく環境が壊されてしまう可能性がある原発の再稼働について、改めて町長のお考えをお伺いしてこの問題を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に原子力のエネルギーにかわる代替エネルギーが果たしてどこに求められるのかを含め、それから化石燃料の問題等を含め、CO₂の問題等を含めてさまざまな問題が包含されているというふうに認識をしてございます。そういった中で最終的に判断するのは国だというふうに思っておりますので、繰り返しますが、国のエネルギー問題ということについては国の責任の名のもとに行うべきものだろうと私は認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 終わると言いましたけれども、すいません。

原子力発電についてのコストの問題、今言いましたCO₂の問題、原子力発電は優位だというお話が多いですけれども、必ずしもそういう計算ではないということが、ことにはならないということがあるということをお聞きしております。これはもっと広い議論と検証が必要だと思います。

ということで、次の質問に入りたいと思います。

次は、高齢者対策、特にシルバー人材センターの設立についてお伺いいたします。

これも質問項目が余り多くありませんので、少し長いお話をさせていただきます。

いわゆる団塊の世代が定年を迎えて急速に進展する少子高齢化、また長引く景気の低迷で実質賃金が下がり、可処分所得が減少する中で、高齢者の就業ニーズはふえるものと思われま。2013年の数字ですが、内閣府の調査で65歳以上の就業者数が全国で636万人、就業者全体に占める割合が1割を超えたということです。また、シルバー人材センターの年間の仕事のあっせん実績人数が高齢者に対してハローワークの4倍になるということです。平成25年からは、特別支給の老齢厚生年金、いわゆる報酬比例部分の受給開始年齢が段階的に引き上げられております。先ほどテレビのニュースにもありましたけれども、高齢の生活保護世帯もふえているということです。また、高齢者の社会参加や生きがいがづくりという面でもシルバー人材センターで行っている事業は重要な役割を果たすことが期待されております。一方、住宅の修繕などの大工仕事や庭の手入れ、家事サービス、事務処理などの臨時的、短期的、その他の軽易な仕事の依頼もふえるものと思われま。

国は、高齢者が安心して働き続けられる環境を整備するため、高齢者が働きやすい環境をつくるNPOや企業を支援するとともに、雇用保険の見直しを検討する、そしてシルバー人材

センターの臨時的、短期的、軽易という業務範囲限定の要件緩和など、地域の実情に応じた高齢者の社会参加を促進するための制度の見直しを検討するということが掲げております。

センターは、請負・受託事業とともに今後はシルバー派遣事業や職業紹介事業の期待も大きくなると思われます。センターでは、会員や地域高齢者を対象にした技能講習を実施することによって知識と技能を身につけた人材を育成し、人手不足分野等へのシルバー派遣就業を促進して地域のシルバー世代の方が活躍する場を広げることを目的として、また育児支援分野での支援により女性の社会進出の後押し、働く現役世代を下支えすることによる企業における人材流出の防止、人材確保等労働力不足の解決に期することを目的に、高齢者活躍人材育成事業を行うことができるということです。シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う都道府県知事の許可を受けた公益法人で、原則市区町村単位に設置されており、公益社団法人として事業を行っております。

全国シルバー人材センター事業協会のまとめで、平成26年度分では全国で団体数1,300余り、会員数で72万人余りになっております。事業の契約金額も3,050億円に達しております。今後、センター事業への需要も高まってくると思われます。

宮城県には35市町のうち28市町、仙台に2つあるので29のセンターがあり、1万4,300人余りの会員がいます。南三陸町でのシルバー人材センターの設立についてのお考えをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目、高齢者対策についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まずシルバー人材センターの設立の考えというご質問ですが、議員ご承知のように、当町のシルバー人材センターにつきましては、旧志津川町において平成15年4月に設立をされました。高齢者の皆さんが長年培ってきた知恵や技術を生かす場として、植木の剪定、草刈りや清掃業務などの活動を中心に事業展開をして順調に運営をしてまいりましたが、残念ながら東日本大震災により活動拠点となる施設が壊滅、避難生活による会員の皆さんの分散など、事業継続が困難ということになりました。また、公益法人制度の改正によりまして、平成25年11月までに一般社団法人への移行を迫られましたが、被災後の状況では移行も難しく、やむなく平成25年10月に解散ということになりました。

その後、生活環境が落ちつきを取り戻す中で、特定非営利法人びば！！南三陸が年齢に制限を設けずに、地域住民への生きがい、特に高齢者の生きがいづくりを行う場の提供を目的と

して、趣味や特技を生かした高齢者向けの活動を実施する「晴谷驛（ハレバレー）」を入谷地区で開設しておりますが、これはシルバー人材センター事業とは異なります。

シルバー人材センターは、宮城県知事が高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき、高齢者が臨時的かつ短期的で軽易な業務にかかわる機会を組織的に確保、提供する一般社団法人または一般財団法人を市町村の区域ごとに1個に限り指定することができるということになっておりますが、ご質問のセンターの設立は一般社団法人等が担うこととなりますが、設立はもとより、安定的な運営を図れることが大変重要となります。特に国から運営費補助を得られるセンターとなるためには、会員が100人以上、会員年間就業延べ人員5,000人以上であることが求められるなど、体制づくりが必要不可欠であります。

ハレバレーの取り組みの中でも、センターが地域で担っていた仕事の再建を望む声が高まってきていると聞いておりますし、今後町内の住宅再建が進み、高齢者の就職機会や活動機会の確保も重要となってくることから、町としてはまず運営母体となる一般社団法人等の組織化に向けた取り組みを国・県など関係機関との連携を図りながらしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今言われましたとおり、入谷地区でNPO法人が同様の事業を行っているようですけれども、いわゆるシルバー人材センターとは違うようです。このNPO法人に対しての今あるいはこれからできる支援は何かあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体的に今NPO法人といいますか、このハレバレー、いわゆるびば南三陸の皆さんですが、町にいろいろご要望いただいておりますのは、例えば公園をつくる際に、今皆さんがいろんなタイルのようなものを張って、それを一つのデザインにして、それを売るといいますか、販売をすると。そういう取り組みをしておりますので、町に対しても公園等を含めたときにそういったものを使っただけでないかということでのご要望等については承っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） まだ規模が小さいようですので、正式なシルバー人材センターにするのはまだ先の話かと思っておりますので、そこまでの、今、町長が言われました支援もありますけれども、経済的な支援というのは考えられないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど後藤議員の一般質問にありましたけれども、おらほのまちづくり事業におきまして、ことし、びば南三陸が採択になっているということです、そういった分野での財政支援というのは行っているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今後、事業を立ち上げるについて、いろいろ要件があるということですが、今、地方創生が言われています。地域に見合った仕事をつくり、地域で経済を回すことの必要性も言われております。有効求人倍率が1を超えたと言われておりますけれども、人口減により若者の就職者数が減少するとか福祉関係の有資格者の不足など、求人と求職のミスマッチも見られます。

法律に基づいたシルバー人材センターの場合、先ほど町長が言われましたように、国・県、自治体の補助が得られるようになります。今後は住宅の建設が進み、町民が戻ってきたときの生活を考えるとセンターへの需要は増すものと思われまます。地域づくりの一端を担うことが期待される法律に基づいたシルバー人材センター設立のために、その要件を満たすことができるのかも含めて、町内の高齢者の就業ニーズ、シルバー人材センターで行う仕事へのニーズなどについて調査を行うことが必要だと思いますが、町として調査を行う考えはあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として調査というご質問でございますが、特段しているわけではございませんが、ただ一つ考え方があると思えます。一つには、先ほどお話ししましたように、100人という会員をクリアしなければいけないのかと、そこまで組織体制をつくるのを待つのかということが第1点と、それから第2点は、現状の中で国の補助等も残念ながら諦めながら進めていく方向というのも一つあるのかなと。そして、現状の中で進めていながら将来的に100人を確保してしっかりと一般社団法人をつくるかという考え方の2通りあるかというふうに思えます。ただ、問題はその受け皿といいますか、受け手の方々がどの辺で、その辺の考え方、取りまとめただけかといいますか、整理していただけるかというのが一つの問題点としては残っているというふうに思えます。

基本的にシルバー人材センターは、先ほどお話ししましたように平成15年4月にスタートしたんですが、当然その前年の平成14年3月に私は志津川町長という形で当選させていただいて、自分の肝いりで高齢者の方々の生きがいづくりということでシルバー人材センターを立ち上げさせていただきましたので、基本的に私もこの復活といいますか、再建をするという

ことについては非常に私も能動的といいますか、積極的な思いでこれに取り組んでいきたいという考え方は持っています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ぜひその方向で取り組んでいていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で小野寺久幸君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時57分 休憩

午後2時58分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

日程第3 陳情7の1 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第3、陳情7の1 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

陳情7の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、陳情7の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の1を採決いたします。

本陳情書を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、陳情7の1は採択することに決定いたしました。

日程第4 議案第118号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第118号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第118号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、町営戸倉復興住宅の位置について、土地の分筆登記が完了したことから、変更したため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第118号の細部説明をさせていただきます。

議案書は2ページになります。それから関係参考資料は4ページになりますので、お聞き願いたいと思います。

戸倉復興住宅につきましては、本年3月1日より入居を開始をしているところでございます。当初につきましては登記が終わってないということで、参考資料の新旧対照表にありますとおり戸倉字宇津野50番地の1と87番地の1ということで条例を制定をさせていただきました。今回、町長が提案理由で申し上げましたとおり、分筆登記が終わりましたので、それぞれ登記後の地番に合わせて条例を改正するものでございます。それぞれ50番の11が集合住宅部分になります。それから50番の12、50番の14から22番までの10筆につきましては戸建ての住宅の地番ということになります。

大変簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上

げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第119号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第119号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、志津川市街地に整備中の町営志津川中央復興住宅について、駐車場使用料の額及び保証金の免除の期間を定めたいため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第119号の細部説明をさせていただきます。

議案書は4ページ、議案関係参考資料は5ページになりますので、お聞き願いたいと思います。

町営志津川中央復興住宅につきましては、来年3月の入居を目指しているところでございます。その住宅に設置をいたします駐車場料金につきまして、今回1,600円というふうに決定をしたいというふうに思ひましてご提案申し上げます。

それから、これまで他の住宅でもそうでありましたけれども、保証金の納入につきましては入居より3会計年度につきまして免除するという内容になっております。

大変簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の118号につきましては志津川の住宅ということになるんですが、この復興住宅、ここだけじゃなく、いっぱいあるわけなんですね、課長も存じ上げてるかと思うんですが。そういった住宅の方々の入居されている方々、この駐車場の利用要件、使用要件といいますか、につきましては、車を持っている方、家庭というのが大前提になっておるわけですね。しかしながら、ご老人の方が1人で生活している、車を持ってないと。しかしながら、子供さんたちが町内にいて、おじいさん、おじいさんというか、お父さん、お母さんが1人で生活しているわけですから、毎日のように様子を見に行くと。しかしながら駐車場がないと。どこにとめていいのかというような問題が今そちらこちらで起きている。したがって、借りることができないかと、料金を払ってまでもね、借りたいというような例がそちらこちらで聞かれております。

その自治会形成をした後で、その辺の話し合いの中でそういった課題を、問題を解決していくというような話になっておるようですが、いつごろその自治会が設置されてそういった問題が解決されるのかということでもあります。一日も早く使いたいというような住民の方々が多いわけありますから、現状どうなっているのか、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員の質問のとおり、条例で車を持っていない方については貸し出しができないという制度になってございます。ただ、そう言いながらも、今質問にあったとおりそういう現実が目の前にあると。これにつきましては、入居説明会の中でもご本人さんというよりもそのご家族の方からそういうご質問をいただいているところでございます。

ただ、町の立場とすれば、条例の改正をする必要がございますので、その場では即答ができないということで、いずれこれは借りている、借りてない、それから来客者向けの駐車場も

実は確保しているという状況がありますので、そこは今できれば、本来は町としてはお勧めはできないんですが、自治会等の中でその辺のルールづくりをしていただければよろしいかなということでお話し合いはさせていただいております。基本的には入居者が全員そろろうという時期が自治会の結成のタイミングだというふうに考えております。

ただ、そこで問題になるのが、やはりその自治会の役員、いずれ役員のめどが立たないとなかなかこちらとしては持っていきようがないと。水面下では入居者の名簿を見ながら実は人選を進めておりますけれども、ある程度内諾を得てからでないと、実は開いても役員だけが決まらないで解散ということになりますので、基本的には入居者がそろってから1カ月から2カ月の間で実は決めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 満室といいますか、駐車場も、あるいは部屋も各住宅あいているということになるわけです。あいているんです、現実ね。しかし、駐車場もあいてるから、じゃそのあいてるところはどこでもいいですよというふうには町のほうでもお話ししているようですが、問題は、そのとめた場合、周りの方々から、あなたはこの駐車場を借りてるんですかとか、どうやって借りたんですかとか、料金を払ってるんですかとか、いろんな問題が生じてくる可能性があるかと。実際遭っているといいますか、あります。したがって、やはり正式に契約を結んでお金を払っておきたいというような意見が多々あるわけでありまして、その辺のところを考えていただきたいと。

今の課長の説明ですと、自治会が正式にできて、それから役員を決めて、役員を決めてといえますか、自治会組織が決まるまでの間ということになりますとかなりの月日がかかるのかなという思いがいたしますので、もっと何か簡単に早く利用できるような方策はないかなというような思いで今発言をさせていただいてるわけでありまして。町長、そういったことが今現実として起きておりますので、早急に解決策、やはりやっていただかないと非常に困りますので、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 建設課長以上の知恵は持ち合わせてございませんが、今、三浦議員おっしゃったような話は私も直接いただいてございます。私も立場上は建設課長が話をしたような内容しかお話しできませんが、いずれにしましても若干時間はたつというふうには思いますが、なるべく早く皆さんの思いに応えるように努力はしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは1点お伺いしますけれども、この表に、月額料金が取られますね、当然ね。ここはこうやってみますと、志津川、このエリアが、沼田のエリアが1,600円と高い金額になっておりますけれども、これは評価額を基準に算定をしたのか、工事の面積からこの金額を決めていったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅の駐車料金につきましては、近傍の駐車場の料金を参考にしようというふうに規定をされております。しかしながら、町内には駐車場が今のところございませんので、今回の金額の設定に当たりましては、議員おっしゃるような一つは土地の評価額、それからもう一つは工事費、それぞれを勘案して今回の金額を決めているということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この地区は、駐車場料金というのは旧志津川の役場の職員の駐車料金を取ったのを覚えておりますけれども、そのほかは駐車料金、職場であろうと、公共の場所であろうと、駐車料金は考えたことなかったんですけれども、今回こういう公営住宅というものができて初めて課せられることが表面化してきたわけですけれども、仙台とか都会とか地価単価が高いところであればわかるんですけれども、今、志津川町内、目と鼻の先でこのように違いが出る、そしてまた歌津も違う、戸倉も違うとなると、町民の人たちにも苦情が出てくるんでないか、そっちがこうで、こっちがこうでというふうな関係上。今こうやって条例に出てきておりますけれども、何とかこれは一律にできないものなのか。条例が決まったからあとは絶対動かせないという問題ではないんですけれども、これからの見通しとしてそういう一律にする料金設定を考えられるものなのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お考えいただければわかるんですが、駐車場のみならず、宅地もそれぞれの場所で値段が違います。したがって、それぞれの宅地の基準価格がございますので、それで変わっていくのはこれはやむを得ないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅の駐車場につきましては、今回が初めて出てきたわけではなくて、震災前も実は条例に規定をされておりました。大森住宅、それから松原住宅、もう少しあったかもしれませんが、先ほど申した近傍の駐車場料金を参考にするということでし

たので、月額3,000円ということで1当たり徴収をいただいていたところでございます。

ただ、今回、ごらんのような状況でございますので、改めて地価等を参考に決定をしたということでございますので、もし変えるとすれば、復興が進んで近傍に似たような駐車場ができたときにその価格を参考に決めてというのが手続上なるのかなと思います。ただ、近傍にないところについては決めようがないので、このまま改正する理由は特にないだらうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町長は土地の評価額も違うと言いますけれども、私はそれと比べるものではなかろうかと思うんですよね。駐車場は皆一律に駐車場として面積は同じだと思うんです。そんな関係上、今後も、まだできてないところがありますけれども、そろったならば、町民の立場に、借りてる人の立場に立つと、やはりそれぞれ単価はもちろん評価額が違いますけれども、都会みたいに坪何十万とか、50万だ、100万だというところの土地でないですので、ここは南三陸町、小さな町の土地なので、そこはトップの考えだと思いますので、そろったならば、何とか町民の声として一律にしたほうがいいと思われましてけれども、もう一度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来説明しているとおりでございますので、ご理解をいただくしかないのかなというふうに思っております。先ほどお話ししましたように、建設課長が話したように、震災前からもう半額以下ぐらいの値段でお貸しをするということですので、そこは一定のその皆さんが享受を受けるサービスでございますので、一定の金額をお支払いをいただくということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第120号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第120号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第120号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書では6ページの改正文、それから議案関係参考資料では7ページから11ページにかけて新旧対照表を載せてございますので、ご確認をいただきたいと思います。

まず家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、児童福祉法第34条の16の規定によりまして厚生労働大臣が定める基準に従い、または参酌をし、市町村が条例でその基準を定めることとされておりまして、当町におきましては平成26年9月の議会定例会におきまして議決をいただいているところでございます。

本案の今回の一部改正につきましては、2つの改正でございます。

1つは、本文のところ、6ページの上から5行目からが本文の改正になりますが、この部分につきましては、建築基準法施行令の改正に伴いまして、地上4階以上に保育室がある場合に、小規模保育所保育事業のAと事業所内保育事業所に係る特別非常階段の構造基準について緩和されるといった内容のものでございます。

もう1点は、6ページの改正文、真ん中よりちょっと上の括弧の見出しがございます附則の改正ということで、小規模事業所A型及び事業所内保育事業所の職員配置に係る特例という

ことでありまして、ここの部分につきましては職員の配置の緩和ということで、例えば朝夕の登所・降所の時間帯におきまして児童が少ない場合にその保育士の配置の数を緩和するといった内容のものでございます。

いずれにいたしましても、この2つの改正は、小規模保育型Aと保育所型事業所内保育といった分類の保育についての改正ということでありまして、小規模保育事業のA型というのは利用定員が6人以上19人以下という施設でございます。この施設は当町には存在いたしません。それから、保育所型事業所内保育というのは、定数が20人以上の企業が従業員のための保育の場として開設しているものでございまして、この施設についても当町では該当はございません。今回、条例は改正をいたすこととなりますが、町内には現在のところ該当する施設はないといった状況になります。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、課長のお話で、町内に該当する施設は今のところないということですが、今後該当する施設ができる可能性があるのかどうかということと、それから、今の6ページの7番に「小学校教諭がその保育士とみなされる」というような条項があるようですけれども、小学校教諭の資格と保育士の資格の違い、そして小学校の教諭が保育士をやる場合の不安みたいなのはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 2点ご質問がございましたので、1点ずつお答えさせていただきます。

1点目の今後このような施設ができる可能性はということでございますが、現在のところ予定はないものと考えてございます。

2つ目の第7項のところの改正でございますが、ここは先ほど申し上げました保育士のカウントの仕方ということで、幼稚園教諭、それから小学校教諭、養護教諭の資格があれば保育士にかわる資格とみなすといった緩和措置でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 将来の可能性を聞いたんです。

それから、小学校教諭の資格で保育士を務める場合の不安なことはないかということですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在、保育所、それから認定こども園というような形で、公立の保育所、認定こども園4カ所ございますが、現在、資格的にも保育士資格と教諭資格を持った者を採用することという内容で採用してございますし、特に小学校教諭の資格で何か心配であろうかといったことはないものと解しております。そういったことで国の基準が改正されておりますので、当然に当町も国の基準に従うべきということで今回の改正をしたところでございます。

それから、保育所、小規模型とか事業所内保育の今後の設立ということでございますが、今のところどこからもそういった要望は聞こえてございませんし、町といたしましても現在の3つの保育所、それから1つの認定こども園ということで、今後その変更の可能性はしばらくの間はないものと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第121号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第121号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、当町における住民票等のコンビニ交付サービスの開始時期を延期したことに伴い、南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第121号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案につきましては8ページでございます。議案関係資料につきましては12ページから13ページということでございます。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、9月1日からコンビニ交付を予定していたものを行政報告でもご報告申し上げましたとおり期日を延期せざるを得ないというふうなことで、今回その附則中の平成28年9月30日を12月20日に改めるというような改正の内容でございます。前回、この手数料条例の改正につきましては28年3月開催の定例会で可決をいただいた内容のものでございます。

非常に簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時35分 延会